

令和2（2020）年度 事業概要

クリンちゃん



伊丹市環境クリーンセンター

令和2（2020）年10月

目 次

	頁
第 1 章 伊丹市の概要	
1. 位置と地勢 -----	1
第 2 章 組 織	
1. 機構図 -----	3
2. 職員配置表 -----	4
3. 事務分掌 -----	5
第 3 章 予算・決算	
1. 令和2年度 一般会計予算 構成 -----	6
2. 令和2年度 清掃関係当初予算 -----	7
3. 令和元年度 清掃関係決算 -----	8
4. 手数料の推移 -----	9
5. ごみ処理経費の推移 -----	10
第 4 章 施設・車両	
1. 管理棟施設 -----	11
2. し尿処理施設 -----	11
3. ごみ処理施設 -----	12
4. 保有車両 -----	13
第 5 章 ごみ処理事業	
1. 伊丹市における分別区分の変遷 -----	14
2. 収集実績量の推移 -----	15
3. 一般廃棄物処理基本計画における計画収集量と収集実績の推移 -----	16
4. 一般廃棄物の総量と資源化量の推移 -----	17
5. 資源化率の推移 -----	17
6. ごみ処理の流れ -----	18
7. ごみ処理収支図 -----	19
8. 地区別収集業者一覧表 -----	20
第 6 章 ごみ減量・再資源化事業	
1. 資源回収の推移 -----	24
2. 再生資源集団回収事業 -----	24
(1) 再生資源集団回収奨励金制度実施状況 -----	24
(2) 再生資源集団回収業者補助金制度実施状況 -----	24
3. 廃食用油回収事業 -----	25
(1) 概要 -----	25
(2) 廃食用油回収量の推移 -----	25

第 7 章	し尿処理事業	
1.	概説	26
2.	し尿収集の推移	26
3.	し尿処理手数料	27
4.	し尿処理手数料の推移	27
5.	浄化槽について	28
(1)	概説	28
(2)	不適正判定を受けた浄化槽管理者に対する指導事務フロー図	28
(3)	未受検者に対する指導事務フロー図	29
(4)	設置基数の推移	30
(5)	容量別設置基数	30
(6)	生活排水処理図	31
(7)	浄化槽法に関する事務権限の移譲事項	32
第 8 章	環境衛生事業	
1.	空き地の適正管理指導業務について	33
(1)	概説	33
(2)	指導フロー	34
第 9 章	業者関係	
1.	粗大ごみ受付センター	35
2.	ごみ収集委託業者	35
3.	し尿収集委託業者	35
4.	古紙類・古着類・空き缶回収業者	35
5.	一般廃棄物収集運搬業許可業者	35
6.	浄化槽清掃業許可業者	36
7.	豊中市し尿収集運搬業務受託業者	36
8.	一般廃棄物収集運搬業許可業者	36
第 10 章	参考資料	
1.	伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例	37
2.	伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則	47
	別表(第7条第3号)粗大ごみ処理手数料	55
	様式第1号	62
	様式第2号	63
	様式第2号の2	64
	様式第3号	65
	様式第3号の2	66
	様式第4号	67
	様式第5号	68

様式第6号	-----	69
様式第6号の2	-----	70
様式第6号の3	-----	72
様式第7号	-----	73
様式第8号	-----	74
様式第9号	-----	75
様式第10号	-----	76
様式第11号	-----	77
様式第12号	-----	78
様式第13号	-----	79
様式第14号	-----	81
様式第15号	-----	82
様式第16号	-----	84
様式第17号	-----	85
様式第18号	-----	86
様式第19号	-----	87
様式第20号	-----	88
様式第21号	-----	89
様式第22号	-----	90
3. 伊丹市草刈機貸出し要綱	-----	91
別記様式草刈機借用申請書	-----	93

第 1 章 伊丹市の概要

1. 位置と地勢

本市は、兵庫県阪神地域の南東部に位置し、25.09 キロ平方メートルの市域を有している。神戸市から約 20km、大阪市から約 10km の圏域にあり、尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、大阪府池田市及び豊中市に接している。

鉄道は、J R 福知山線（伊丹駅、北伊丹駅）と阪急電鉄伊丹線（伊丹駅、新伊丹駅、稲野駅）があり、大阪、神戸および阪神地域の都市と結び、山陽新幹線が市域の南部を東西に通過している。

道路は、国道 171 号が市の中央部を東西に横断し、中国自動車道及び国道 176 号が市域の北部を東西に通過している。

市域の東には大阪国際空港（伊丹空港）があり、J R 伊丹駅より市バスが運行しており、空の便へのアクセスも良い。

地形は、おおむね平坦で、北から南に穏やかに傾斜し、市域の東西には猪名川と武庫川が流れている。

伊丹市の位置



面積	25.09 km ²
人口	198,238 人
世帯数	82,911 世帯

(令和 2 年 4 月 1 日現在)



◇公共交通機関をご利用の場合

- 阪急伊丹駅、または J R 伊丹駅より
伊丹市バス（20 番～24 番）
 - * 神津、岩屋方面
→ 東口酒井下車 南へ徒歩約 10 分
 - * 神津、岩屋方面（クリーンランド廻り）
→ クリーンランド前下車すぐ
- 阪急曽根駅より
阪急バス
→ クリーンランド前下車すぐ

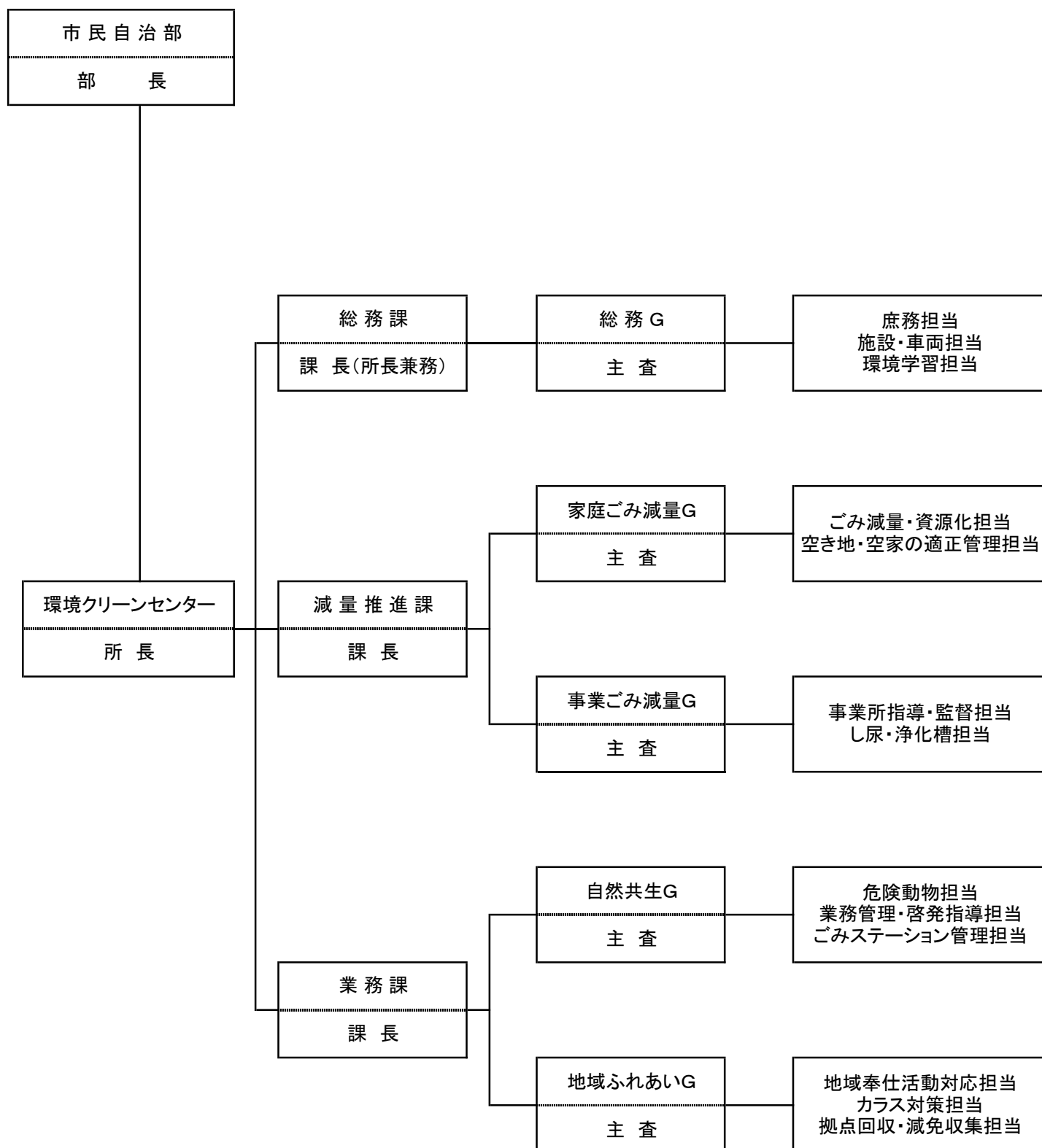
◇お車の場合

- 阪神高速大阪池田線
豊中北 I C より約 10 分

第2章 組織

1. 機構図

令和2年4月20日現在



2. 職員配置表

令和2年4月20日現在

所 長	課 名	課 長	グ ル ー プ	業 務 内 容	主 査	主 任	事 務 職 員	会 計 年 度	小 計		合 計
1	総務課	(1)	総務G	庶務・計画担当 施設・車両担当 環境学習担当	2	5			7		35
	減量推進課	1	家庭ごみ減量G	ごみ減量・資源化担当 空き地・空家の適正管理担当	1	3			4		
			事業ごみ減量G	事業系ごみ対策担当 し尿・浄化槽担当	2	2			4	32	
	業務課	1	自然共生G	委託業者管理担当 ごみステーション管理担当 不法投棄対策担当 有害鳥獣担当	1	4		1	6		
			地域ふれあいG	カラス対策担当 地域清掃担当 拠点回収・減免収集担当 メール便担当	1	4	3	3	11		
1		2			7	18	3	4	32		35

3. 事務分掌

令和2年4月1日現在

○総務課

- (1) 環境クリーンセンターに係る総合計画および調整に関すること。
- (2) 環境クリーンセンターの業務統計に関すること。
- (3) 環境クリーンセンターの維持管理に関すること。
- (4) 環境クリーンセンターの車両の管理および運行に関すること。
- (5) 豊中市伊丹市クリーンランドに関すること。
- (6) 環境学習の推進に関すること。
- (7) 廃棄物処理手数料（し尿処理手数料を除く。）等に関すること。
- (8) 環境クリーンセンター内の職員研修に関すること。
- (9) 環境クリーンセンター内の庶務に関すること。

○減量推進課

- (1) ごみの減量化および資源化の企画・調整に関すること
- (2) 家庭系、事業系ごみの調査・研究に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理基本計画の推進に関すること
- (4) 空地等の適正管理に関すること。
- (5) 一般廃棄物処理実施計画に関すること。
- (6) 浄化槽の設置および指導監督に関すること。
- (7) し尿の収集および処理に関すること。
- (8) 事業系ごみ集積所の設置に係る指導および助言に関すること。
- (9) 廃棄物排出事業所の指導監督に関すること。
- (10) 廃棄物収集運搬業者等の許可等および指導監督に関すること。
- (11) 伊丹市廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (12) 伊丹市ごみ減量等推進員に関すること。
- (13) 伊丹市事業系ごみ減量等推進協議会に関すること。

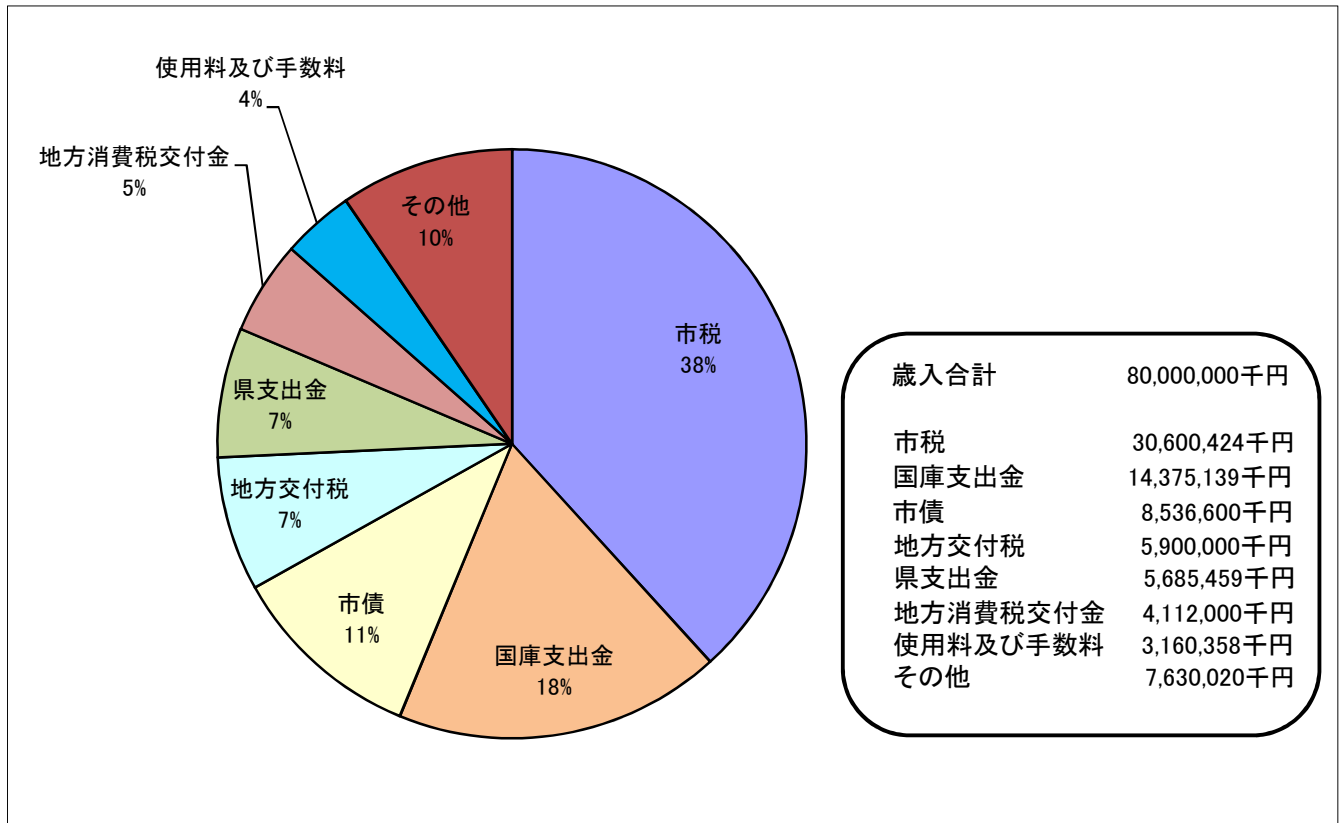
○業務課

- (1) ごみおよび資源物の収集に関すること。
- (2) 粗大ごみの収集に関すること。
- (3) 死獣の収集に関すること。
- (4) 水銀使用製品廃棄物および小型家電の収集等に関すること。
- (5) 廃食用油等の収集（拠点回収を含む。）に関すること。
- (6) 不法投棄および資源物持ち去りの防止およびパトロール等に関すること。
- (7) 特定家庭用機器廃棄物の収集およびごみステーションの不法投棄物の処理に関すること。
- (8) 家庭系ごみステーションの管理に関すること。
- (9) 支所、市民課分室および人権啓発センターとの文書類の収受および連絡に関すること。
- (10) 支所、市民課分室および人権啓発センターで取り扱う公金の運搬に関すること。
- (11) 有害鳥獣等の問い合わせに関すること。

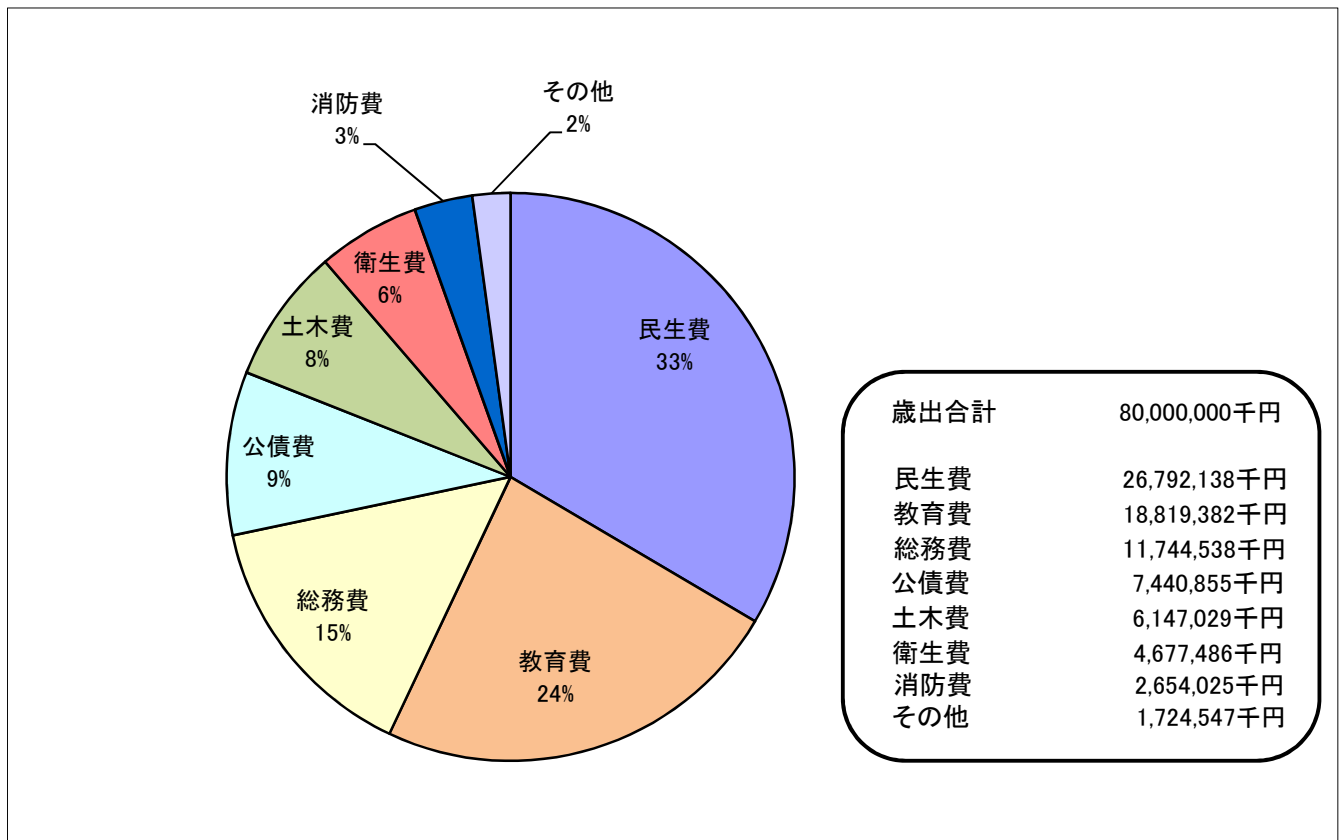
第3章 予算・決算

1. 令和2年度 一般会計予算 構成

(歳入)



(歳出)



2. 令和2年度 清掃関係当初予算

(歳入)

(単位:円)

事 項 名	当初予算	構成比
ごみ処理手数料	11,781,000	23.49%
浄化槽等汚泥処分手数料	434,000	0.86%
浄化槽設置届受理・勧告等事務交付金	271,000	0.54%
し尿処理業務受託収入	32,909,000	65.63%
古紙等売却収入	1,355,000	2.70%
空き缶等売却収入	78,000	0.16%
廃食用油売却収入	306,000	0.61%
使用済みペットボトル売却収入	1,504,000	3.00%
自動車損害共済等解約返戻金	8,000	0.02%
し尿処理施設整備事業債	1,500,000	2.99%
小 計	50,146,000	100.00%
一般財源充当額	1,268,935,000	
合 計	1,319,081,000	

(歳出)

(単位:円)

費 目	小 事 業 名	当初予算	構成比
都市安全対策費 (182,000)	交通安全等対策費	182,000	0.01%
環境衛生費 (123,000)	環境美化衛生推進費	123,000	0.01%
清掃総務費 (696,435,000)	環境クリーンセンター管理費	34,043,000	2.58%
	豊中市伊丹市クリーンランド負担金	652,604,000	49.47%
	ごみ減量化推進事業費	4,265,000	0.32%
	車輛維持管理費	5,523,000	0.42%
塵芥処理費 (548,932,000)	塵芥・資源物収集費	548,932,000	41.62%
し尿処理費 (73,409,000)	し尿処理費	73,409,000	5.57%
合 計		1,319,081,000	100.00%

※ 人件費を除く

3. 令和元年度 清掃関係決算

(歳入)

(単位:円)

事 項 名	決算	構成比
ごみ処理手数料	11,900,600	22.50%
ごみ処理等許可更新手数料	110,000	0.21%
浄化槽等汚泥処分手数料	433,000	0.82%
浄化槽設置届受理・勧告等事務交付金	246,420	0.46%
し尿処理業務受託収入	24,139,140	45.63%
古紙等売却収入	1,369,060	2.59%
空き缶等売却収入	89,677	0.17%
廃食用油売却収入	255,800	0.48%
使用済みペットボトル売却収入	1,524,540	2.88%
金属類売払収入	30,102	0.06%
環境クリーンセンター整備事業債	8,700,000	16.45%
し尿処理施設整備事業債	4,100,000	7.75%
合 計	52,898,339	100.00%

(歳出)

(単位:円)

費 目	小 事 業 名	決算	構成比
環境衛生費 (135,465)	環境美化衛生推進費	135,465	0.01%
清掃総務費 (916,202,205)	環境クリーンセンター管理費	41,878,325	2.74%
	豊中市伊丹市クリーンランド負担金	867,561,000	56.68%
	ごみ減量化推進事業費	1,714,140	0.11%
	車輛維持管理費	5,048,740	0.33%
塵芥処理費 (544,184,493)	塵芥・資源物収集費	544,184,493	35.55%
し尿処理費 (70,186,076)	し尿処理費	70,186,076	4.58%
合 計		1,530,708,239	100.00%

※ 人件費を除く

4. 手数料の推移

(1)ごみ処理手数料

(単位:円)

区 分 年 度	粗大ごみ	死 獣	計	許可業者 申請手数料
平成27年度	3,882,000	1,194,000	5,076,000	50,000
平成28年度	8,406,300	1,194,000	9,600,300	0
平成29年度	9,918,300	1,005,500	10,923,800	50,000
平成30年度	10,297,800	1,054,000	11,351,800	0
令和元年度	10,853,100	1,047,500	11,900,600	50,000

(2)し尿処理手数料

(単位:円)

区 分 年 度	計画収集	臨時(仮設)	計	浄化槽汚泥	計	許可業者 申請手数料
平成27年度	1,531,500	2,085,800	3,617,300	479,000	4,096,300	60,000
平成28年度	1,391,700	2,762,000	4,153,700	501,000	4,654,700	0
平成29年度	1,405,800	2,116,200	3,522,000	479,000	4,001,000	60,000
平成30年度	1,324,800	2,393,000	3,717,800	436,000	4,153,800	0
令和元年度	1,140,900	2,319,000	3,459,900	433,000	3,892,900	60,000

5. ごみ処理経費の推移

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人 口 (人)		197,826	196,947	196,982	197,851	198,395
世 帯 数 (世帯)		80,309	79,857	80,601	81,602	82,675
ごみ 収集 経費	ご み 量 (t)	32,085	32,502	32,672	33,048	33,060
	収集費用 (千円)	583,821	562,929	556,958	556,391	569,018
	t 当り (円)	18,196	17,320	17,047	16,836	17,212
	1人当り (円)	2,951	2,858	2,827	2,812	2,868
	世帯当り (円)	7,270	7,049	6,910	6,818	6,883
(処 理 場 系 経 費 含 む)	ご み 量 (t)	55,653	56,266	56,048	55,910	55,595
	処理費用 (千円)	1,035,294	771,029	709,652	732,088	867,561
	t 当り (円)	18,603	13,703	12,662	13,094	15,605
	1人当り (円)	5,233	3,915	3,603	3,700	4,373
	世帯当り (円)	12,891	9,655	8,805	8,971	10,494
ごみ 処理 経費	経 費 (千円)	1,619,115	1,333,958	1,266,610	1,288,479	1,436,579
	t 当り (円)	36,799	31,023	29,709	29,930	32,817
	1人当り (円)	8,185	6,773	6,430	6,512	7,241
	世帯当り (円)	20,161	16,704	15,715	15,790	17,376

※1 人口は毎年10月1日推計

※2 平成27年度までは、資源物(プラスチック製容器包装・びん・ペットボトル)の収集量、および収集のために要した費用を除く。平成28年度より、資源物(プラスチック製容器包装・びん・ペットボトル)の収集量、および収集のために要した費用を含む。

※3 令和元年度より水銀使用廃製品の収集量を含む。

第4章 施設・車両

1. 管理等施設

名 称	伊丹市環境クリーンセンター
所 在 地	伊丹市岩屋2丁目2番8号
電 話 番 号	072-782-0968
敷 地 面 積	3,088.63㎡
延 床 面 積	1,380.06㎡
構 造	鉄筋コンクリート造・陸屋根・3階建
1 階	事務室・更衣室・浴室・機械室
2 階	事務室・会議室
3 階	控室
建 築 年 月 日	昭和50年8月21日
総 工 費	226,500千円

2. し尿処理施設

名 称	伊丹市し尿公共下水道放流施設
所 在 地	伊丹市岩屋2丁目2番8号
処 理 能 力	82kℓ／日／5時間
施 設 の 種 類	し尿中継施設
処 理 方 式	前処理＋希釈下水道放流
延 床 面 積	541.20㎡
業 務 開 始	平成3年4月1日
総 工 費	422,237千円

3. ごみ処理施設

豊中市伊丹市クリーンランド（総敷地面積 49,845㎡）		
名 称	ごみ焼却施設	リサイクルプラザ（豊中伊丹スリーR・センター）
所 在 地	豊中市原田西町2番1号	豊中市原田西町2番1号
電 話 番 号	06-6841-5771	—
延 床 面 積	36,411㎡	11,031㎡
建 築 面 積	13,540㎡	5,126㎡
着 工 年 月	平成23年11月	平成21年5月
竣 工 年 月	平成28年3月	平成24年3月
総 工 費	2百5億5千8百75万5千円	64億7千8百50万円
主な処理設備	【焼却設備】 175t/日×3基 ストーカ式（水平火格子） 【焼却ガス冷却設備】 過熱器付自然循環式ボイラー エコノマイザ 純水製造装置 【排ガス処理設備】 バグフィルタ 乾式排ガス処理装置 湿式排ガス処理装置 【通風装置】 押込送風機 誘引通風機 排ガス再循環送風機 蒸気式空気予熱器 蒸気式ガス再加熱器 【灰出し設備】 焼却灰搬送コンベア 灰押出し装置 混練機 灰ピット 【給水設備】 機器冷却水冷却塔 雨水処理装置 下水処理水前処理装置 【排水処理装置】 プラント排水処理設備 洗煙排水処理設備	【処理能力】 134t/日 不燃ごみ類系統53t/日、資源物系統81t/日 【不燃ごみ類系統】 （受入供給設備） （破碎設備） 高速回転破碎機、低速回転破碎機 （選別設備） 磁力選別機、風力選別機、粒度選別機、アルミ選別機、選別送風機 【プラ容器包装系統】 （受入供給設備） （選別設備） 粒度選別機、手選別コンベア （梱包設備） 圧縮梱包機 （圧縮梱包品ストックヤード） 【缶類系統】 （受入供給設備） （選別設備） 磁力選別機、手選別コンベア （圧縮設備） 【びん類系統】 （受入供給設備） （選別設備） 手選別コンベア （圧縮設備） 【ペットボトル系統】 （受入供給設備） （選別設備） 振動ふるい、手選別コンベア （圧縮設備） 【剪定枝系統】 （破碎設備） 剪定枝破碎機 【古紙・古布系統】 （受入供給設備）

4. 保有車両

(令和2年8月1日現在)

区 分	種 類	保有台数 (台)
連 絡 用	軽四バン	2
	軽四貨物	1
	軽乗用車	1
	小 計	4
作 業 用	軽四バン	1
	軽四貨物	1
	軽四ダンプ	1
	1.25t 小型貨物	1
	2t パッカー	2
	3t パッカー	4
	4t コンテナ専用	2
	2t ダンプ	6
	1.8t バキューム	1
	小 計	19
合 計		23

第 5 章 ごみ処理事業

1. 伊丹市における分別区分の変遷

年度	家庭系ごみ収集区分					
昭和54年度 以前	3分別(台所ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ)					
昭和55年度	日常・台所ごみ (週2回)	燃える大型ごみ (月1回)	臨時ごみ (有料)	不燃ごみ (隔週1回)	資源になる 不燃ごみ (隔週1回)	
平成4年度	日常・台所ごみ (週2回)	燃える大型ごみ (月1回)	臨時ごみ (有料)	不燃ごみ (燃やさないごみ) (週1回)	びんモデル分別収集 空き缶回収機による回収 (週1回) びん	
平成6年度	紙パック (月1回)					古紙類 古着類 (月1回)
平成9年度						
平成11年度						
平成13年度						
平成15年度	廃食用油の拠点回収 月1回 8箇所	古紙類・古着類・紙パックの回収を (月2回)に変更	粗大ごみ 5点以下 (有料)	プラスチック製容器包装 (週1回)	空き缶のモデル分別収集 (月2回) 空き缶	
平成16年度						
平成18年度						
平成24年度						
平成25年度						
平成28年度	古紙類・古着類・紙パックの回収を (週1回)に変更	規格変更			カセットボンベ 刃物の拠点回収	
平成29年度						
平成30年度						
	8箇所回収				電池類の 使用済小型家電 のボックス回収	
	9箇所回収				水銀使用廃品 のボックス回収	

2. 収集実績量の推移

(単位: トン)

種 類 \ 年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収集人口(10月1日推計)		197,826	196,947	196,982	197,851	198,395
世 帯 数		80,309	79,857	80,601	81,602	82,675
可 燃 ご み	一 般 ご み	26,864	27,066	27,182	27,342	27,448
	大 型 ご み	1,509	－	－	－	－
	粗 大 ご み	126	159	176	173	181
	事 業 系 ご み	19,302	19,493	19,482	19,334	19,023
	自 己 搬 入	2,279	2,367	2,277	2,511	2,518
	小 計	50,080	49,085	49,117	49,360	49,170
不 燃 ご み	一 般 ご み	3,549	1,898	1,988	2,261	2,181
	粗 大 ご み	38	96	115	126	127
	事 業 系 ご み	1,897	1,781	1,471	848	801
	自 己 搬 入	89	122	144	168	193
	小 計	5,573	3,897	3,718	3,403	3,302
ごみ量合計		55,653	52,982	52,835	52,763	52,472
資 源 物	分 別 収 集	2,902	3,287	3,212	3,146	3,123
	市 収 集	2,777	3,219	2,848	2,708	2,899
	集 団 回 収	5,194	4,974	4,801	4,906	4,791
	堆 肥 化	76	76	76	76	76
	小 計	10,949	11,556	10,937	10,836	10,889

合 計	66,602	64,538	63,772	63,599	63,361
-----	--------	--------	--------	--------	--------

※不法投棄廃家電を含む。

3. 一般廃棄物処理基本計画における計画収集量と収集実績の推移

(単位:トン)

種 類 \ 年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画収集人口(人)		196,915	196,915	196,916	198,945	199,317
可燃ごみ	一 般 ご み	24,355	23,830	23,381	27,450	27,145
	大 型 ご み	969	967	967	0	0
	粗 大 ご み	560	558	558	129	127
	・事業系ごみ ・自己搬入	21,840	21,700	21,126	21,004	20,811
	小 計	47,724	47,055	46,032	48,583	48,083
不燃ごみ	一 般 ご み	1,905	1,710	1,525	3,405	3,358
	粗 大 ご み	67	66	66	36	36
	・事業系ごみ ・自己搬入	1,246	1,245	1,220	1,933	1,916
	小 計	3,218	3,021	2,811	5,374	5,310
合 計 ①		50,942	50,076	48,843	53,957	53,393
収 集 実 績 量 ②		55,653	52,982	52,835	52,763	52,472
増 減 量 ② - ①		4,711	2,906	3,992	-1,194	-921
増 減 比		9.2%	5.8%	8.2%	-2.2%	-1.7%

資源ごみ	分 別 収 集	3,634	3,739	3,851	2,924	2,941
	市 収 集	2,853	2,869	2,895	2,785	2,798
	集 団 回 収	8,595	8,826	9,078	5,200	5,202
	堆 肥 化	38	38	38	76	76
	合 計 ①	15,120	15,472	15,862	10,985	11,017
収 集 実 績 量 ②		10,949	11,556	10,937	10,836	10,889
増 減 量 ② - ①		-4,171	-3,916	-4,925	-149	-128
増 減 比		-28%	-25%	-31%	-1%	-1%

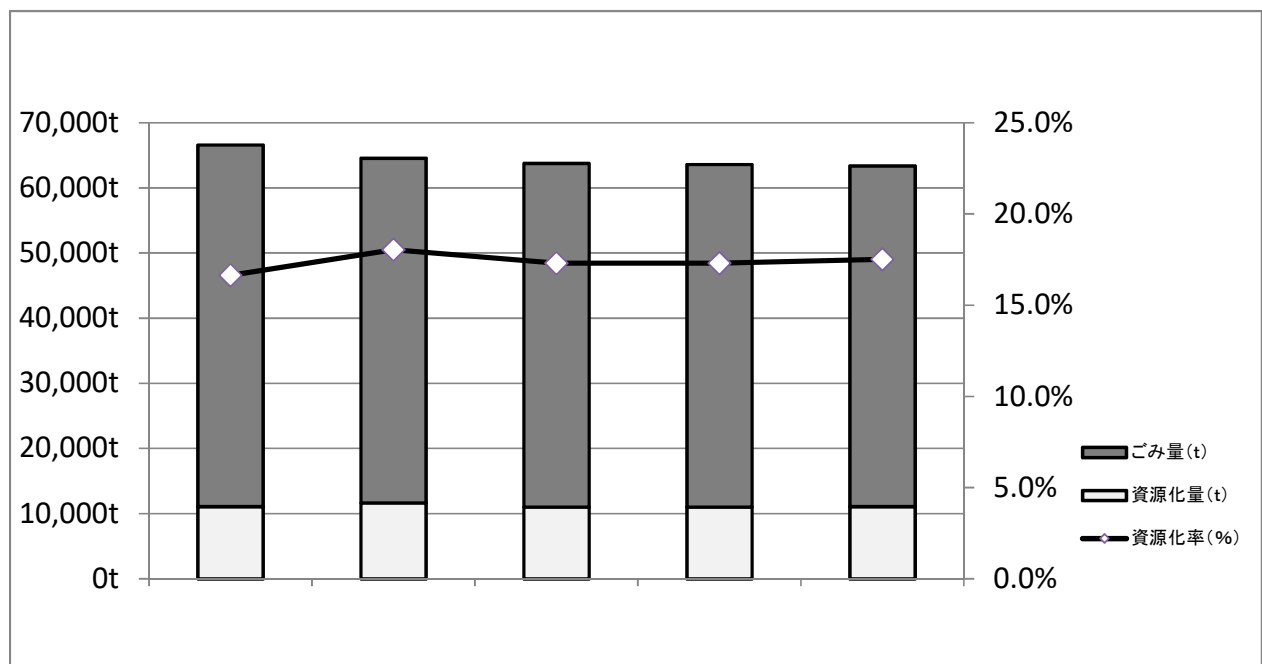
※伊丹市一般廃棄物処理基本計画の改定に伴い、平成30年度から目標値を変更

4. 一般廃棄物の総量と資源化量の推移

(単位:トン)

年 度 種 類		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市 回 収 分	空 き 缶	68	161	144	143	172
	古紙類・古着類	2,689	3,038	2,682	2,544	2,709
	び ん	949	995	1,011	982	971
	ペットボトル	329	360	363	418	429
	プラスチック製容器包装	1,222	1,426	1,362	1,372	1,411
	使用済小型家電	—	—	—	1	2
	水銀使用廃製品	—	—	1	3	4
	家電4品目	4	3	2	1	1
集 団 回 収	空 類	129	162	180	207	206
	古紙類・布類	5,065	4,812	4,621	4,699	4,585
廃食用油・剪定枝堆肥		96	96	95	93	90
ランド資源化量		530	589	573	543	522
資源化量		11,081	11,642	11,034	11,006	11,102
総ごみ量		66,602	64,538	63,772	63,599	63,361
資源化率		16.6%	18.0%	17.3%	17.3%	17.5%

5. 資源化率の推移

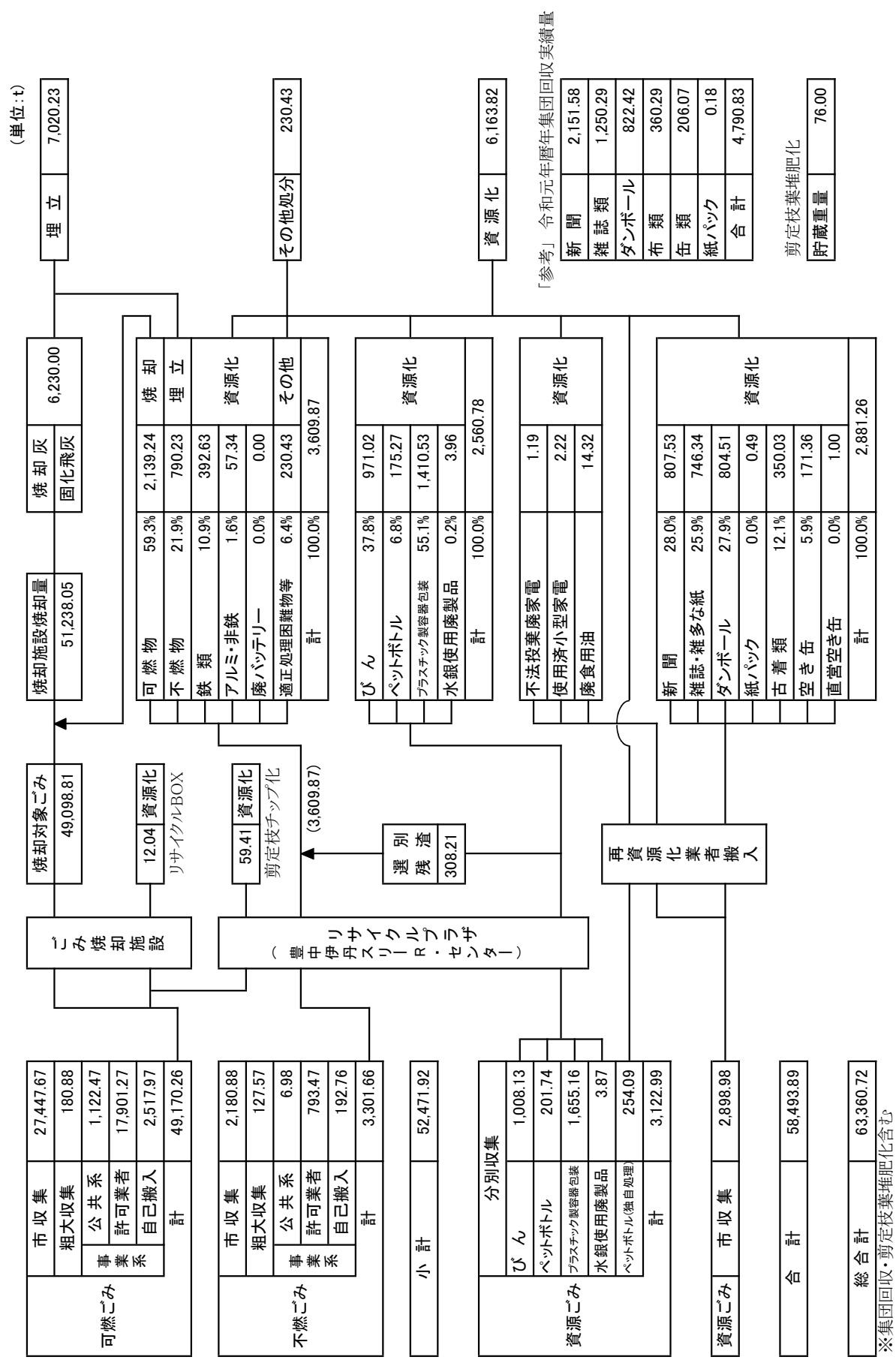


6. ごみ処理の流れ(令和元年度)

```

graph TD
    Waste[廃棄物] --> GeneralWaste[一般廃棄物]
    Waste --> IndustrialWaste[産業廃棄物]
    IndustrialWaste --> IndustrialLaw[産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
第2条第4号に規定する20品目]
    GeneralWaste --> Household[生活系(一般家庭)]
    GeneralWaste --> Business[事業系(事務所・商店等)]
    Household --> SelfDisposal[自己処理(直接搬入・許可業者に委託する)]
    Household --> WasteCollection[gōmi(収集)]
    Business --> WasteCollection
    WasteCollection --> TransferStation[豊中市伊丹市クリーンランド]
    TransferStation --> Recycling[資源(回収)]
    TransferStation --> Incineration[燃やすごみ]
    Recycling --> SeparateCollection[分別収集]
    SeparateCollection --> RecyclingCenter[リサイクルプラザ  
(豊中市伊丹市R・センター)]
    RecyclingCenter --> Paper[新聞・雑誌・紙類  
ダンボール類  
古着類  
紙パック類]
    RecyclingCenter --> Plastic[プラスチック製容器包装]
    RecyclingCenter --> Metal[アルミ・非鉄類]
    RecyclingCenter --> Glass[ガラス類]
    RecyclingCenter --> Textile[繊維類]
    RecyclingCenter --> Other[適正処理困難物等]
    RecyclingCenter --> Combustible[可燃物]
    RecyclingCenter --> NonCombustible[不燃物]
    RecyclingCenter --> Pruning[剪定枝チップ化]
    RecyclingCenter --> RecyclingBox[リサイクルボックス]
    RecyclingCenter --> Reuse[再利用]
    RecyclingCenter --> FinalDisposal[最終処分(埋立)]
    Incineration --> IncinerationFacility[ごみ焼却施設]
    IncinerationFacility --> Reuse2[再利用]
    IncinerationFacility --> FinalDisposal2[最終処分(埋立)]
  
```

7. ごみ処理収支図(令和元年度)



「参考」 令和元年度集団回収実績量

新聞	2,151.58
雑誌類	1,250.29
ダンボール	822.42
布類	360.29
缶類	206.07
紙パック	0.18
合計	4,790.83

剪定枝葉堆肥化

貯蔵重量	76.00
------	-------

8. 地区別収集業者等一覧表

地 域 名		地 区	可燃ごみ	不燃ごみ	プラスチック 製容器包装	びん・ ペットボトル	資 源 物	収集委託業者 ごみ・プラ・びん・ペット	回収業者 資源物
荒牧	全域	A2	火金	水	水	金	月	ヤマサエンジニアリング	伊丹市エコリサイクル事業協同組合
荒牧南	全域	A1	月木	水	水	木	火	ヤマサエンジニアリング	
	市営萩野団地	A1	月木	コンテナ	水	木	火	ヤマサエンジニアリング	
安堂寺町	全域	F2	火金	水	水	金	木	関西衛生工業所	
池尻	全域	C2	火金	水	水	金	月	エアポート企業	
	パストラル昆陽	C2	火金	コンテナ	水	金	月	エアポート企業	
	パレ武庫川ブルミエールⅢ	C2	火金	コンテナ	水	金	月	エアポート企業	
伊丹	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協	
	アリオいたみ	E2	火金	コンテナ	水	金	木	大協	
	カルム伊丹	E2	コンテナ	水	水	金	木	大協	
稲野町	全域	F2	火金	水	水	金	木	関西衛生工業所	
鑄物師	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協	
岩屋	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協	
梅ノ木	1～6丁目	E1	月木	水	水	木	金	大協	
	7丁目	D1	月木	水	水	木	金	泉興業	
大鹿	全域	D2	火金	水	水	金	木	泉興業	
大野	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協	
荻野	1丁目	B2	火金	水	水	金	月	大協	
	2～8丁目	A2	火金	水	水	金	月	大協	
萩野西	全域	A1	月木	水	水	木	火	ヤマサエンジニアリング	
奥畑	全域	C2	火金	水	水	金	月	エアポート企業	
柏木町	全域	F2	火金	水	水	金	木	関西衛生工業所	
春日丘	全域	D2	火金	水	水	金	木	泉興業	
	春日丘アーバンコンフォート	D2	火金	コンテナ	水	金	木	泉興業	
北伊丹	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協	
北河原	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協	
北園	全域	D2	火金	水	水	金	木	泉興業	

地域名		地区	可燃ごみ	不燃ごみ	プラスチック 製容器包装	びん・ ペットボトル	資 源 物	収集委託業者 ごみ・プラ・びん・ペット	回収業者 資源物
北野	全域	A1	月木	水	水	木	火	ヤマサエンジニアリング	伊丹市エコリサイクル事業協同組合
北本町	1・3丁目	E2	火金	水	水	金	木	大協	
	伊丹パークホームズ	E2	火金	コンテナ	水	金	木	大協	
行基町	2丁目	D2	火金	水	水	金	木	泉興業	
	全域	D1	月木	水	水	木	金	泉興業	
口酒井	伊丹合同宿舎	D1	月木	コンテナ	水	木	金	泉興業	
	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協	
車塚	全域	F1	月木	水	水	木	金	関西衛生工業所	
桑津	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協	
	1～4丁目	B1	月木	水	水	木	火	大協	
鴻池	県公杜鴻池第2・4・5・6 団地	B1	コンテナ	水	水	木	火	大協	
	鴻池宿舎	B1	月木	コンテナ	水	木	火	大協	
	5～7丁目	A1	月木	水	水	木	火	ヤマサエンジニアリング	
	全域	C2	火金	水	水	金	月	エアポート企業	
昆陽	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協	
昆陽池	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアポート企業	
昆陽泉町	全域	C2	火金	水	水	金	月	エアポート企業	
昆陽北	全域	D1	月木	水	水	木	金	泉興業	
昆陽東	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアポート企業	
昆陽南	全域	C1	コンテナ	コンテナ	水	木	火	エアポート企業	
	アビタ・コア	E1	月木	水	水	木	金	大協	
御願塚	1～5丁目	D1	月木	水	水	木	金	泉興業	
	6丁目1～7番	F1	月木	水	水	木	金	関西衛生工業所	
	6丁目8、9番	F1	月木	水	水	木	金	関西衛生工業所	
	7・8丁目	F2	火金	水	水	金	木	関西衛生工業所	
桜ヶ丘	4丁目9、10、11番	D2	火金	水	水	金	木	泉興業	
	全域	D2	火金	水	水	金	木	泉興業	
清水	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協	
下河原	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協	

地域名		地区	可燃ごみ	不燃ごみ	プラスチック 製容器包装	びん・ ペットボトル	資 源 物	収集委託業者 ごみ・プラ・びん・ペット	回収業者 資源物
鈴原町	全域	D1	月木	水	水	木	金	泉興業	伊丹市エコリサイクル事業協同組合
千僧	全域	D1	月木	水	水	木	金	泉興業	
	アルビス千僧	D1	コンテナ	コンテナ	水	木	金	泉興業	
高台	全域	D2	火金	水	水	金	木	泉興業	
中央	全域	E1	月木	水	水	木	金	大協	
寺本	1丁目	C1	月木	水	水	木	火	エアーポート企業	
	2～6丁目	C2	火金	水	水	金	月	エアーポート企業	
	アルビス寺本	C2	コンテナ	コンテナ	水	金	月	エアーポート企業	
寺本東	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアーポート企業	
中野北	全域	B1	月木	水	水	木	火	大協	
中野西	全域	B1	月木	水	水	木	火	大協	
	マイシティ伊丹	B1	月木	コンテナ	水	木	火	大協	
中野東	全域	B1	月木	水	水	木	火	大協	
中村	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協	
西台	全域	E1	月木	水	水	木	金	大協	
西野	全域	B1	月木	水	水	木	火	大協	
	シャルマンコーポ伊丹	B1	月木	コンテナ	水	木	火	大協	
	県営西野高層	B1	月木	コンテナ	水	木	火	大協	
	マイシティ武庫川レックス	B1	月木	コンテナ	水	木	火	大協	
野間	全域	F1	月木	水	水	木	金	関西衛生工業所	
野間北	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアーポート企業	
東有岡	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協	
	コープ野村伊丹第1・2	E2	火金	コンテナ	水	金	木	大協	
	サン伊丹駅前ハイツ	E2	火金	コンテナ	水	金	木	大協	
東桑津	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協	
東野	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協	
平松	全域	E1	月木	水	水	木	金	大協	
広畑	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協	

地域名		地区	可燃ごみ	不燃ごみ	プラスチック 製容器包装	びん・ ペットボトル	資 源 物	収集委託業者 ごみ・プラ・びん・ペット	回収業者 資源物
藤ノ木	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協	伊丹市エコリサイクル事業協同組合
船原	全域	D2	火金	水	水	金	木	泉興業	
堀池	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアポート企業	
松ヶ丘	全域	C2	火金	水	水	金	月	エアポート企業	
美鈴町	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアポート企業	
瑞ヶ丘	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協	
瑞原	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協	
瑞穂町	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協	
緑ヶ丘	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協	
	自衛隊東野宿舎	B2	コンテナ	水	水	金	月	大協	
	自衛隊長蓮寺宿舎	B2	コンテナ	水	水	金	月	大協	
	自衛隊総監部(営内者分)	B2	コンテナ	水	水	金	月	大協	
南鈴原	全域	F1	月木	水	水	木	金	関西衛生工業所	
南町	1・2・4丁目	E1	月木	水	水	木	金	大協	
	グラウンドマン新伊丹	E1	月木	コンテナ	水	木	金	大協	
	3丁目	E2	火金	水	水	金	木	大協	
南野	全域	F1	月木	水	水	木	金	関西衛生工業所	
南野北	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアポート企業	
南本町	1～7丁目 尼崎池田線(13号線)東	E2	火金	水	水	金	木	大協	
	パレス新伊丹	E2	火金	コンテナ	水	金	木	大協	
	1～7丁目 尼崎池田線(13号線)西	E1	月木	水	水	木	金	大協	
宮ノ前	全域	D2	火金	水	水	金	木	泉興業	
	みやのまち3・4号館	D2	小型ダストスクリーナー	コンテナ	水	金	木	泉興業	
森本	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協	
	県営森本高層	E2	火金	コンテナ	水	金	木	大協	
山田	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアポート企業	
若菱町	全域	F2	火金	水	水	金	木	関西衛生工業所	

第6章 ごみ減量・再資源化事業

1. 資源回収の推移

(単位: t)

種 類	新 聞	雑誌・ 雑多な紙	ダンボール	紙パック	古 着 類	空 き 缶	び ん	ペットボトル	プラスチック 製容器包装
実 施 時 期	平成6年12月	平成6年12月	平成6年12月	平成9年4月	平成12年4月	平成4年8月	平成9年10月	平成9年10月	平成13年10月
収 集 回 数	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回
平成27年度	1,036.6	605.4	737.1	0.9	308.6	68.1	1,002.9	373.4	1,522.1
平成28年度	1,074.6	870.1	743.1	0.7	350.5	160.9	1,102.5	418.6	1,762.6
平成29年度	915.7	779.8	709.7	0.6	276.6	143.5	1,093.6	421.9	1,696.6
平成30年度	834.7	734.1	724.3	0.5	250.3	142.9	1,042.4	440.2	1,663.7
令和元年度	807.5	804.5	746.3	0.5	350.0	172.4	1,008.1	455.8	1,655.2

(新聞、雑誌・雑多な紙、ダンボール、紙パック、古布、空き缶の収集回数は平成28年度より週1回実施)

2. 再生資源集団回収事業《開始時期：平成2年7月より》

(1) 再生資源集団回収奨励金制度実施状況 (平成31年1月1日～令和元年12月31日)

種 別	団 体 数	回 収 量 (t)						合 計 (t)	奨励金交付額 (円)
		新 聞	雑 誌 類	ダンボール	布 類	缶 類	紙パック		
自 治 会	133	1,494.3	847.2	563.9	249.0	137.9	0.0	3,292.4	13,169,600
管理組合	85	280.4	202.1	120.1	59.8	26.3	0.1	688.8	2,755,060
子 供 会	37	192.6	96.3	66.8	25.9	14.7	0.0	396.2	1,584,672
P T A	17	23.0	35.5	16.5	4.1	3.8	0.0	82.8	331,300
婦 人 会	6	23.0	11.1	16.8	2.5	2.1	0.0	55.5	222,032
老 人 会	11	50.9	18.1	9.2	4.0	5.1	0.0	87.2	348,824
そ の 他	17	87.5	40.0	29.1	15.1	16.2	0.1	188.0	751,824
合 計	306	2,151.6	1,250.3	822.4	360.3	206.1	0.2	4,790.8	19,163,312

*回収奨励金 1 kg 当り 平成2年7月1日から平成5年3月31日まで3円
平成5年4月1日から現在まで4円

(2) 再生資源集団回収業者補助金制度実施状況

(平成31年1月1日～令和元年12月31日 ・前年実績を限度とする)

業者数	回収量(t)	奨励金額(円)
31	4,790.8	0

*回収業者補助金 1 kg 当り 平成10年6月から平成15年6月まで2円
平成15年7月から平成18年12月まで1円
現在は休止

3. 廃食用油回収事業

(1) 概要

家庭などから排出される使用済み天ぷら油は、消費者協会等が中心となり粉石鹼の原材料として廃食油の回収運動が実施されてきました。

これらの運動を引き継ぎ、本市におけるリサイクルを含めた環境に係わる多面的な事業の展開の一環として平成 11 年度より廃食油再生燃料化事業を行い、有効に再利用するとともに、省資源やリサイクルを実践するための教材としても活用してきました。

しかし、ディーゼルエンジンコモンレールシステムの車両が増加し、古い型のディーゼル車が減少したことから B D F の使用範囲が限られ、平成 25 年 4 月 25 日より B D F の運用は停止し、平成 26 年 10 月 14 日で施設を撤去しました。

現在は、売却し飼料用油脂製品等にリサイクルされています。

(2) 廃食用油回収量の推移 《開始時期：平成 11 年度より》

区 分 年 度	拠点回収		公共施設回収		自治会回収		合 計 (ℓ)
	回収量(ℓ)	箇所	回収量(ℓ)	箇所	回収量(ℓ)	箇所	
平成27年度	6,130	8	7,030	15	6,537	72	19,697
平成28年度	6,035	8	7,835	16	5,950	69	19,820
平成29年度	7,995	8	5,450	16	5,496	63	18,941
平成30年度	8,081	9	3,535	16	4,916	51	16,532
令和元年度	8,028	9	2,416	14	3,874	44	14,318

第7章 し尿処理事業

1. 概説

現在し尿処理は、公共下水道、浄化槽、くみ取り便所の3つの方法で処理しています。

浄化槽については、使用者責任において法定検査（法第11条）、管理、清掃を的確に実施しなければ放流水による水質汚濁、悪臭など諸々の問題を生じ、環境を汚染する恐れがあるため、浄化槽担当職員による啓発及び、立入り検査による指導を行っています。

くみ取り便所については、平成17年度から業者委託（1業者）により概ね月2回の収集を行っています。

平成20年度より、豊中市伊丹市クリーンランド新焼却炉建設の影響により、豊中市し尿処理施設閉鎖に伴い、豊中市のし尿・浄化槽汚泥を受け入れています。

2. し尿収集の推移

年 度 区 分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人 口（人）			197,826	196,947	196,982	197,851	198,395
世 帯 数（世帯）			80,309	79,857	80,601	81,602	82,675
収 集 人 数（人）			306	287	298	257	215
収 集 世 帯（世帯）			122	116	122	105	90
し 尿	計画収集	収集量（ℓ）	462,750	300,770	305,950	275,260	245,460
	臨時収集	収集量（ℓ）	102,870	153,900	109,620	118,440	111,600
		収 集 回 数	400	496	397	464	450
	収集量 計（ℓ）			565,620	454,670	415,570	393,700
浄化槽汚泥量（ℓ）			472,980	497,350	480,460	435,490	434,190

豊中市処理量

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区 分						
し 尿 投 入 量（ℓ）		347,910	354,110	375,350	357,110	339,130
浄 化 槽 汚 泥 投 入 量（ℓ）		168,080	204,430	207,930	173,890	198,470

3. し尿処理手数料

人 数 制 料 金	一般の家庭については、1人につき 月額 300円
従 量 制 料 金	一般の家庭以外については180ℓにつき 1,200円 (一時的な事業活動のための臨時収集は1回につき3,500円加算)
浄 化 槽 汚 泥	1kℓにつき 1,000円

4. し尿処理手数料の推移

区 分	平成10年以前	平成10年4月改正	平成19年4月改正
人 数 制 料 金	1人月額 250円	1人月額 300円	1人月額 300円
従 量 制 料 金 (臨時に収集するもの)	180ℓにつき 950円	180ℓにつき 1,200円 (1回につき2,500円加算)	180ℓにつき 1,200円 (1回につき3,500円加算)
浄 化 槽 汚 泥	1kℓにつき 700円	1kℓにつき 1,000円	1kℓにつき 1,000円

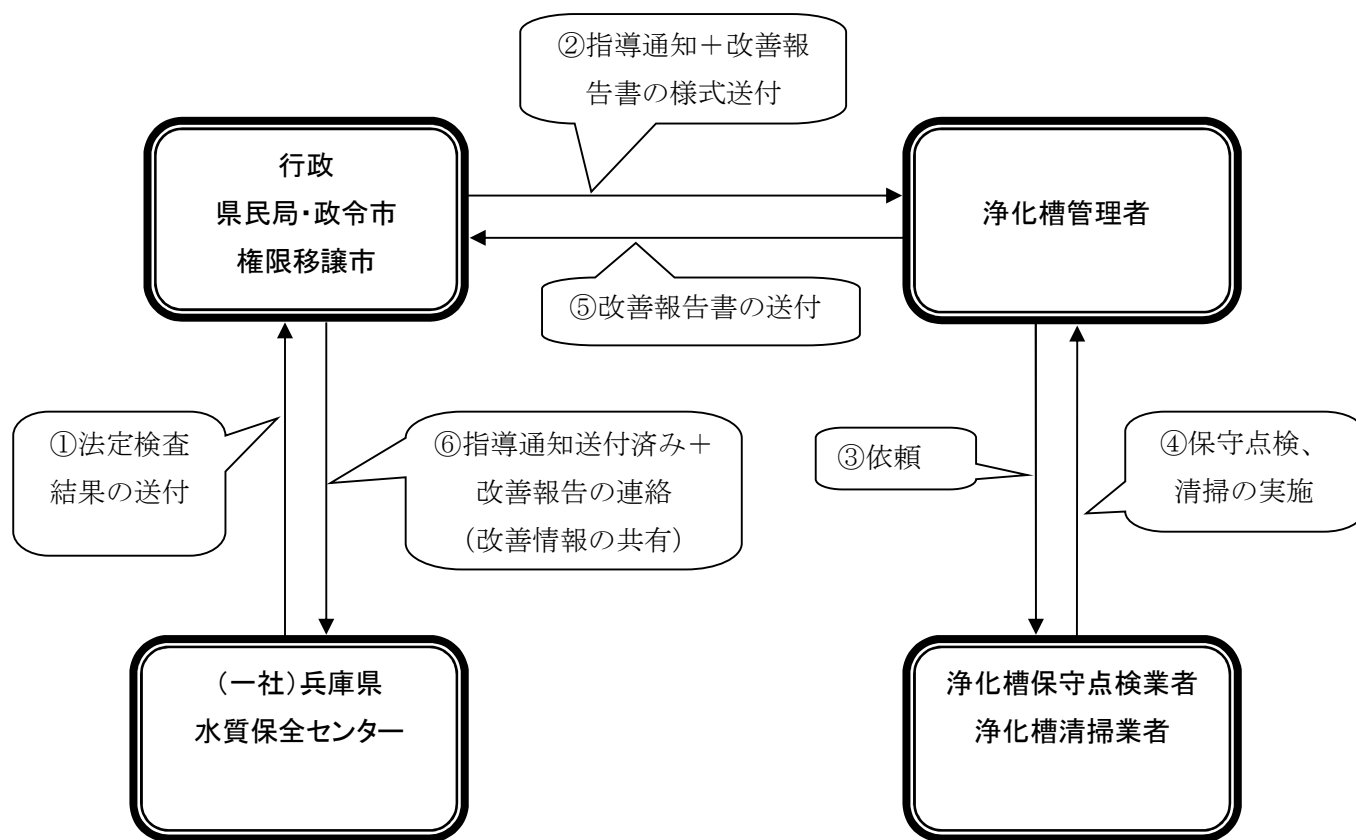
5. 浄化槽について

(1) 概説

浄化槽法は、昭和 60 年 10 月 1 日に施行されて以来、関係法令の改正、水質汚濁防止の観点から、これまで幾度かの改正が行われてきましたが、平成 18 年 2 月 1 日の浄化槽法の改正により、浄化槽法の目的に公共用水域等の水質の保全が明記され放流水の水質基準が設定された他、法定検査が確実に行われ、法定検査に基づき行政が適切な指導監督を行えるようにするため、浄化槽管理者等への指導権限が強化されました。

この権限強化を踏まえて、兵庫県各県民局、政令市、権限移譲市（伊丹市他 7 市）では、平成 18 年度から、指定検査機関である（一社）兵庫県水質保全センター（以下、「センター」と言う。）が実施する法定検査（浄化槽法 7 条及び第 11 条に規定）の結果に基づいて、センターと権限移譲市である本市と連携し、不適正判定を受けた浄化槽管理者及び法定検査の未受検者に対する指導を行っています。

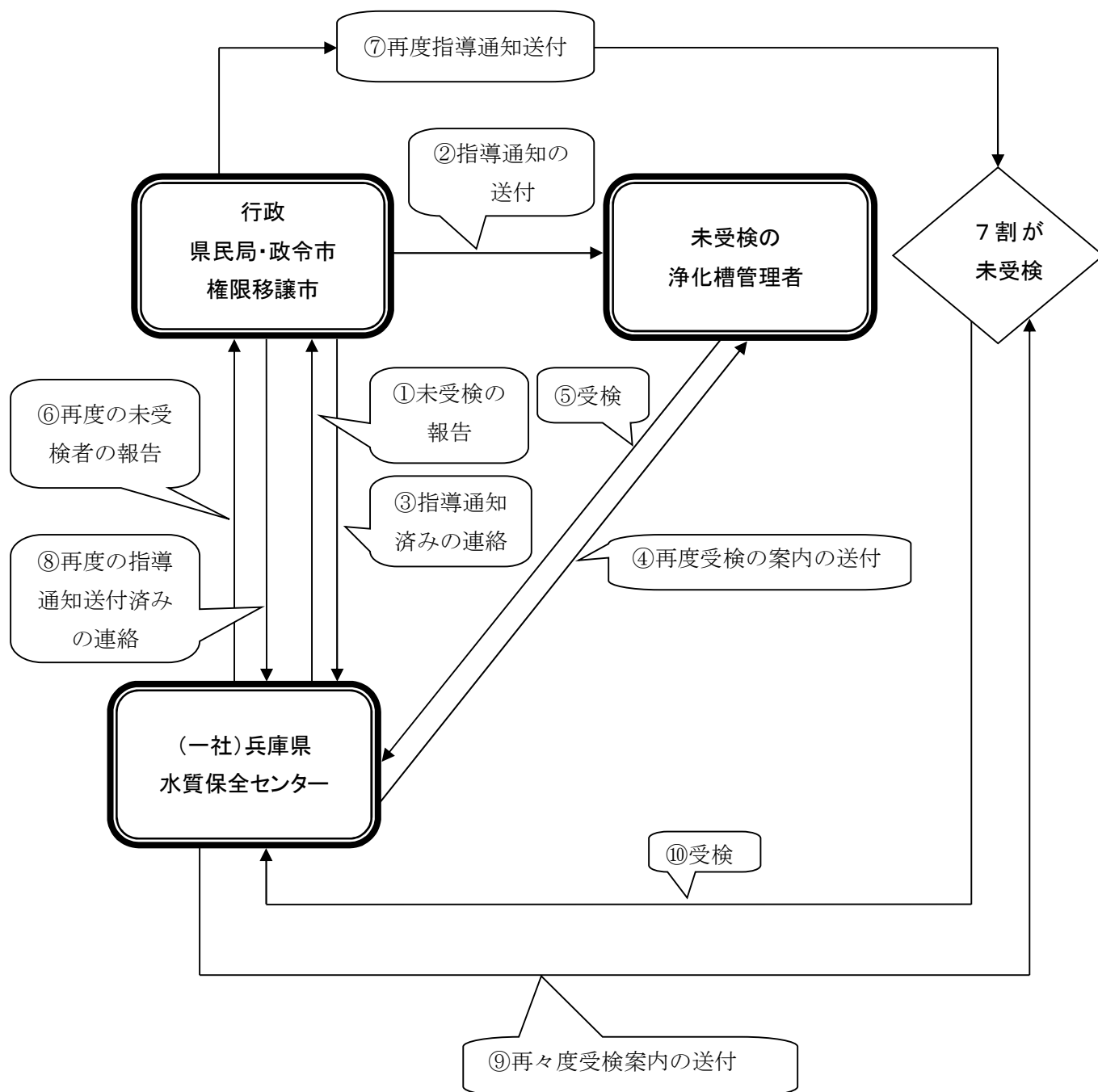
(2) 不適正判定を受けた浄化槽管理者に対する指導事務フロー図



(矢印の説明)

実施：→

(3) 未受検者に対する指導事務フロー図



(矢印の説明)

实施：→

(4) 設置基数の推移

(令和2年3月 31 日現在)

種 類 \ 年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設 置 基 数	157	149	147	145	141
立入検査基数	43	44	11	11	18

(5) 容量別設置基数

(令和2年3月 31 日現在)

① 新構造基準適用

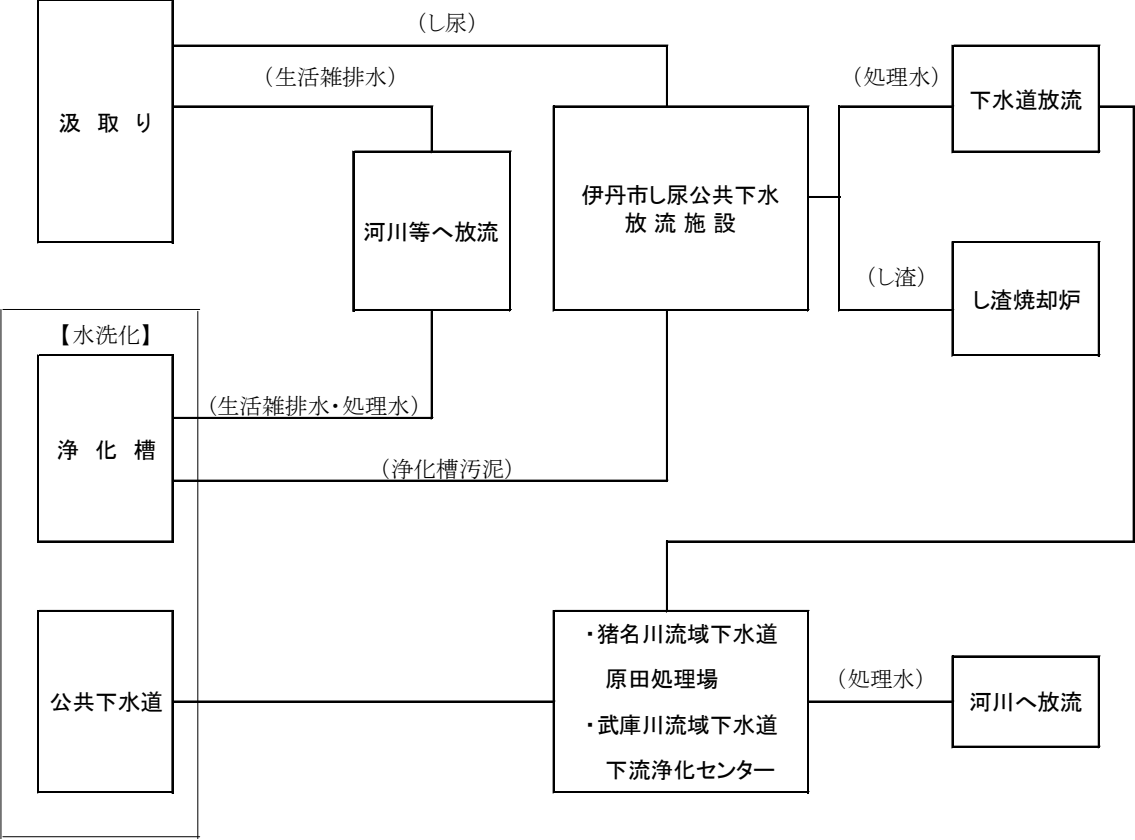
人 槽 種 類	5～10	11～20	21～50	51～100	101～ 200	201～ 300	301～ 500	計
単 独 処 理	46	9	18	2	1	0	1	77
合 併 処 理	6	1	6	0	0	0	0	13
計	52	10	24	2	1	0	1	90

② 旧構造基準適用

人 槽 種 類	～20	21～100	101～ 200	計
単 独 処 理	50	1	0	51
合 併 処 理	0	0	0	0
計	50	1	0	51

浄化槽設置基数 合 計 ①+②	
単独処理	128
合併処理	13
合 計	141

(6) 生活排水処理図



(7) 浄化槽法に関する事務権限の移譲事項

地方自治法第 252 条 17 の 2 第 1 項において、県知事はその事務の一部を市町村等に移譲できることとされていますが、浄化槽法に関する事務のうち下記項目について移譲します。

記

《伊丹市の移譲事項》

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第 5 条第 1 項の規定による届出の受理に関する事務
- (2) 法第 5 条第 2 項の規定による勧告に関する事務
- (3) 法第 5 条第 4 項ただし書の規定による通知に関する事務
- (4) 法第 7 条第 2 項（法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理に関する事務
- (5) 法第 7 条の 2 第 1 項の規定による指導及び助言に関する事務
- (6) 法第 7 条の 2 第 2 項の規定による勧告に関する事務
- (7) 法第 7 条の 2 第 3 項の規定による命令に関する事務
- (8) 法第 10 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定による報告の受理に関する事務
- (9) 法第 11 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出の受理に関する事務
- (10) 法第 11 条の 3 の規定による届出の受理に関する事務
- (11) 法第 12 条第 1 項の規定による助言、指導及び勧告に関する事務
- (12) 法第 12 条第 2 項の規定による命令に関する事務
- (13) 法第 12 条の 2 第 1 項の規定による指導及び助言に関する事務
- (14) 法第 12 条の 2 第 2 項の規定による勧告に関する事務
- (15) 法第 12 条の 2 第 3 項の規定による命令に関する事務
- (16) 法第 12 条の 5 第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関する事務
- (17) 法第 49 条第 1 項の規定による浄化槽台帳の作成に関する事務
- (18) 法第 49 条第 2 項の規定による情報の提供の要求に関する事務
- (19) 法第 53 条第 1 項の規定による報告の徴収に関する事務（(1)から(18)まで及び(21)から(23)までに掲げる事務に係るものに限る(20)において同じ。）
- (20) 法第 53 条第 2 項の規定による立入検査及び質問に関する事務
- (21) 法附則第 11 条第 1 項の規定による助言及び指導に関する事務
- (22) 法附則第 11 条第 2 項の規定による勧告に関する事務
- (23) 法附則第 11 条第 3 項の規定による命令に関する事務

令和 2 年 4 月 1 日

第 8 章 環境衛生事業

1. 空き地の適正管理指導業務について

(1) 概説

市民の方から、空き地に関する苦情（除草・樹木の伐採及び剪定・そ族昆虫の発生・不法投棄）を伊丹市環境保全条例に基づいて、空き地の所有者に対し管理指導を行いました。

空き地の除草

所 有 者		除 草 対 象 空 地		除 草 空 地		除 草 率	
市 内	市 外	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
5名	13名	16件	5,682.56㎡	15件	5,483.56㎡	93.75%	96.50%

伊丹市環境保全条例とは

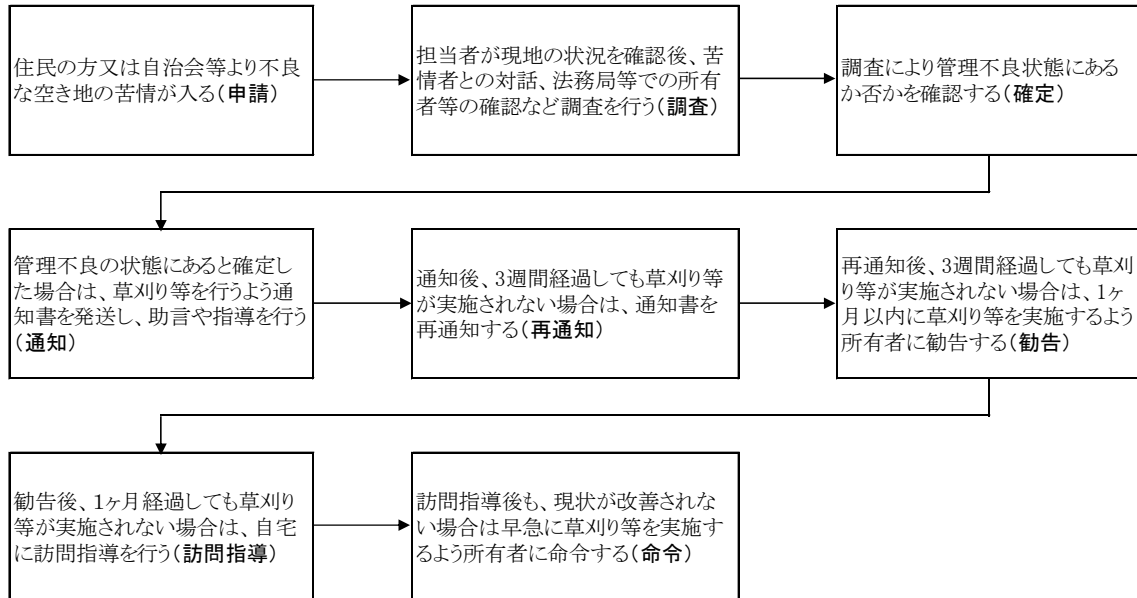
第 1 条 この条例は、伊丹市環境基本条例（平成 15 年伊丹市条例第 3 号）の理念にのっとり、公害の防止のための規制その他の措置を講ずるとともに、生活環境と地球環境の保全および創造に関する施策を定めて推進することにより、市民の健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

（空き地の適正管理等）

第 6 5 条 空き地の所有者、占有者または管理者は、当該空き地に繁茂した雑草、枯草または投棄された廃棄物を除去し、廃棄物の不法投棄を防止する措置を講ずる等付近住民の生活環境を害さないよう適正に管理しなければならない。

2 市長は、前項の規定に違反して付近住民の生活環境を著しく侵害している者があると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告し、または命令することができる。

(2) 指導フロー



第 9 章 業者関係

1. 粗大ごみ受付センター (072-769-5380)

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクト	530-0024 大阪市都島区東野田町4丁目15番82号	06-6450-5460

2. ごみ収集委託業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株)大 協	664-0837 伊丹市北河原5丁目3番31号	072-771-0339
エアーポート企業(株)	664-0842 伊丹市森本1丁目8番地の9	072-771-0338
泉興業(株)	660-0051 尼崎市東七松町1丁目15番20号	06-6488-5005
鍵本産業(株)	561-0845 豊中市利倉2丁目12番35号	06-6323-0332
(株)ヤマサ環境エンジニアリング	662-0934 西宮市西宮浜3丁目2番2号	0798-26-3555
(株)関西衛生工業所	664-0839 伊丹市桑津1丁目1番12号	072-777-6966

3. し尿収集委託業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
伊丹市環境事業協同組合	664-0898 伊丹市千僧2丁目167番地の301	072-777-2825

4. 古紙類・古着類・空き缶回収業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
伊丹市エコリサイクル事業協同組合	664-0844 伊丹市口酒井3丁目3番21号	072-772-4880

5. 一般廃棄物収集運搬業許可業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株)大協	664-0837 伊丹市北河原5丁目3番31号	072-771-0339
エアーポート企業(株)	563-0034 池田市空港2丁目368番地	06-6855-1113
鍵本産業(株)	561-0845 豊中市利倉2丁目12番35号	06-6323-0332
(株)ヤマサ環境エンジニアリング	662-0934 西宮市西宮浜3丁目2番2号	0798-26-3555
泉興業(株)	660-0051 尼崎市東七松町1丁目15番20号	06-6488-5005
阪神器化学(株)	663-8215 西宮市今津水波町10番18号	0798-26-3374
(株)東洋工業所	663-0054 尼崎市西立花町2丁目20番20号	06-6416-1341
(株)関西衛生工業所	664-0839 伊丹市桑津1丁目1番12号	072-777-6966
(株)猪名川動物霊園	666-0214 川辺郡猪名川町清水字前谷51番地の2	072-769-0339
(株)美濃ラボ	503-0321 岐阜県海津市平田町今尾1195番地の1	0584-66-3657

6. 浄化槽清掃業許可業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株)東洋工業所	663-0054 尼崎市西立花町2丁目20番20号	06-6416-1341
阪神器化学(株)	663-8215 西宮市今津水波町10番18号	0798-26-3374
泉興業(株)	660-0051 尼崎市東七松町1丁目15番20号	06-6488-5005
(株)関西衛生工業所	664-0839 伊丹市桑津1丁目1番12号	072-777-6966

7. 豊中市し尿収集運搬業務受託業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
豊中環境整備(株)	561-0839 豊中市庄内宝町2丁目8番15号	06-6335-5125

8. 一般廃棄物収集運搬業許可業者 (ただし、豊中市の浄化槽汚泥およびし尿を含むビルビット汚泥の運搬に限る。)

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株)セツリョウ	560-0085 豊中市上新田1丁目24番M-101号	06-6871-3566
泉興業(株)	660-0051 尼崎市東七松町1丁目15番20号	06-6488-5005
エスク(株)	574-0077 大東市三箇4丁目18番18号	072-871-1065
出口興産(株)	577-0077 東大阪市柏田東町11番41号	06-6727-8481
(有)永田清掃	580-0034 松原市天美西2丁目4番38号	072-331-4600
ミザック(株)	554-0032 大阪市此花区梅町2丁目2番25号	06-6464-2300
柿本工業(株)	546-0012 大阪市東住吉区中野1丁目14番24号	06-6702-2722
(株)百野工業所	556-0004 大阪市浪速区日本橋西1丁目6番22号	06-6641-4197

第 10 章 参考資料

1. 伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例

平成 4 年10月 2 日条例第33号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令に定めのあるもののほか、本市における廃棄物の排出の抑制およびその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理ならびに清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物処理施設を損傷するおそれのある製品、容器等については、自らの下取りによる回収を行い、製品、容器等の再利用による販売を行う等適正な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前 2 項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市長の責務)

第 5 条 市長は、あらゆる施策を通じて廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進する等によりその減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第6条 本市における廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、法第5条の7第1項の規定に基づき、伊丹市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(清潔の義務)

第7条 土地または建物の占有者（占有者がない場合には、管理者。以下「占有者」という。）は、常にその土地または建物の清掃をして清潔を保つように努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第8条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めたときは、これを告示しなければならない。当該計画に大きな変更が生じたときも同様とする。

(占有者の義務)

第9条 占有者は、その土地または建物内の廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い当該廃棄物を適正に分別し、保管する等市が行う廃棄物の収集、運搬および処分（以下「市の廃棄物処理」という。）に協力しなければならない。

2 占有者は、廃棄物を収納する容器について、廃棄物が飛散し、流出し、およびその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器および当該容器を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

3 市の廃棄物処理を受ける占有者は、当該処理を受けるに際して、次に掲げる物を排出してはならない。

(1) 有毒性の物

(2) 危険性のある物

(3) 著しく悪臭を発する物

- (4) 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物
- (5) その他市の廃棄物処理に支障を及ぼすおそれのある物
(資源物の収集または運搬の禁止)

第9条の2 市および規則で定めるもの以外のものは、一般廃棄物処理計画で定める分別方法に従い、ごみステーション（次条第1項の規定により、占有者が市長に申し出た場所をいう。）に排出された廃棄物および再生資源集団回収登録団体（市長が別に定めるところにより、市に登録した団体をいう。）が再生資源の集団回収を実施するために指定した集積所に排出された廃棄物のうち、規則で定める資源物を収集し、または運搬してはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反する行為をしたものに対し、当該行為を行わないよう命じることができる。

(廃棄物処理の申出)

第10条 占有者は、臨時にまたは継続して市の廃棄物処理を受けようとするときは、別に定めるところにより、速やかに市長に申し出なければならない。

- 2 前項の廃棄物のうち、犬、猫等の動物の死体は、他の廃棄物と区別しておかなければならない。

(廃棄物減量計画の提出)

第11条 規則で定める規模以上の廃棄物を排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、その排出する廃棄物の再生利用等による減量に関する計画（以下「廃棄物減量計画」という。）を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。廃棄物減量計画に大きな変更が生じたときも同様とする。

(廃棄物管理責任者の届出)

第12条 多量排出事業者は、その排出する廃棄物の減量に関する業務で規則で定めるものを行わせるため、廃棄物管理責任者を選任し、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも同様とする。

(指導および勧告)

第13条 市長は、多量排出事業者が第11条または前条の規定に違反していると認めるときは、

当該多量排出事業者に対し、必要な指導を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による指導を受けた多量排出事業者が、当該指導に従わないときは、期限を定めて、廃棄物減量計画の提出または廃棄物管理責任者の届出をすべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第14条 市長は、前条の勧告を受けた多量排出事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(一般廃棄物処理の拒否の措置)

第15条 市長は、第11条の規定に違反したことにより第13条第2項の勧告を受けた多量排出事業者が、前条の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その排出する廃棄物の処理の拒否に関し必要な措置を講ずることができる。

(多量の廃棄物)

第16条 法第6条の2第5項の規定による事業活動から生ずる多量のごみ、粗大ごみ等の廃棄物について、市長が、運搬すべき場所および方法を指示することができる範囲は、次のとおりとする。ただし、他の廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、当該廃棄物の処理に支障のない範囲内の量とする。

(1) 1日の平均排出量が10キログラム以上のもの

(2) 一時の排出量が100キログラム以上のもの

- 2 前項の規定にかかわらず、当該廃棄物で1日の平均排出量が10キログラム未満であっても、毎日または隔日に処理を必要とするものは、前項の廃棄物とみなす。

- 3 第1項に規定する廃棄物について、運搬すべき場所および方法を指示された者は、あらかじめ、破碎、圧縮等の適切な措置を講ずるように努めなければならない。

(廃棄物処理手数料)

第17条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、市の廃棄物処理に関し、次に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

(1) ごみ処理手数料

- (2) 死獣処理手数料
- (3) し尿処理手数料
- (4) 浄化槽等汚泥処分手数料
- (ごみ処理手数料)

第18条 ごみ処理手数料は、次に掲げるごみの処理に関して徴収するものとし、その額は、次の各号に掲げるごみの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 日常生活に伴って一時に多量に生じたごみ（次号に規定する粗大ごみで一時に生じた数量が規則で定める数量以上のものを含む。）で、臨時の収集を要するもの 10キログラムにつき160円の割合で計算して得た額。ただし、重量の認定が困難なときは、1立方メートルにつき4,800円の割合で計算して得た額とする。
- (2) 日常生活に伴って生じた粗大ごみ（規則で定める大きさを超えるごみをいう。）で前号に該当しないもの 粗大ごみの種類ごとに4,000円以下で規則で定める額
- (3) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物 次に掲げる機械器具の種類ごとにそれぞれに定める額
 - ア ユニット形エアコンディショナー 1台につき2,500円
 - イ テレビジョン受信機 1台につき2,500円
 - ウ 電気冷蔵庫および電気冷凍庫 1台につき4,000円
 - エ 電気洗濯機および衣類乾燥機 1台につき2,500円

(死獣処理手数料)

第19条 死獣処理手数料は、犬、猫等の動物の死体の処理に関して徴収するものとし、その額は、次のとおりとする。

種類		1死体に係る額
犬	シェパードおよびこれに準ずる大型成犬	3,500円（2,000円）
	上記以外のもの	3,000円（2,000円）
猫その他の死獣		2,000円（1,000円）

備考 括弧書は、伊丹市営斎場へ持ち込んだ場合の額を表す。

(し尿処理手数料)

第20条 し尿処理手数料（以下この条において「手数料」という。）は、し尿の処理に関して徴収するものとし、その額は、次のとおりとする。

(1) 人数割制料金

一般の家庭については、人数割制とし、1人につき月額300円の割合で計算して得た額

(2) 従量制料金

一般の家庭以外のものについては、従量制とし、180リットルにつき1,200円の割合で計算して得た額（一時的な事業活動のために臨時に収集するものについては、当該額に収集1回につき3,500円を加算した額）

- 2 手数料の算定基礎となる世帯人員および排出量は、毎年4月1日現在の状態によって、市長が認定する。
- 3 4月2日以後に、転入等により新たに手数料の納付義務が発生した者には、その発生した月分から手数料を徴収する。この場合において、手数料の算定基礎となる世帯人員および排出量は、手数料の納付義務の発生した日の状態によって、市長が認定する。
- 4 4月2日以後に転出等により、手数料の納付義務が消滅した者には、その消滅した月分まで手数料を徴収する。
- 5 4月2日以後において、世帯人員に変更のあった場合は、その届出により第3項および前項の規定に準じて、市長が認定する。

(浄化槽等汚泥処分手数料)

第21条 浄化槽等汚泥処分手数料は、浄化槽の汚泥および建築物に設置された排水槽等の汚泥（し尿を含むものに限る。）の処分に関して徴収するものとし、その額は、1キロリットルにつき1,000円とする。

(廃棄物処理手数料の徴収方法)

第22条 廃棄物処理手数料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(廃棄物処理手数料の減免)

第23条 市長は、次の各号の一に該当する者が申請したときは、廃棄物処理手数料を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受けている者
 - (2) 天災その他の災害を受けた者
 - (3) その他市長が特に必要があると認める者
- (廃棄物処理業等の許可申請および手数料)

第24条 法第7条第1項、第2項、第6項または第7項の規定により業として行う廃棄物の収集もしくは運搬または処分（以下「廃棄物処理業」という。）の許可を受けようとする者および法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けようとする者ならびに浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、申請の際次の各号に掲げる許可申請手数料を納付しなければならない。

- (1) 廃棄物処理業許可・変更許可申請手数料 1件につき 8,000円
- (2) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 8,000円
- (3) 廃棄物処理業または浄化槽清掃業の許可更新または許可証の再交付の申請手数料 1件につき 5,000円

3 既納の許可申請手数料は、返還しない。

(報告の徴収)

第25条 市長は、事業者、廃棄物処理業の許可を受けた者および浄化槽清掃業の許可を受けた者から別に定めるところにより報告を求めることができる。

(伊丹市行政手続条例の適用除外)

第26条 第9条の2第2項の規定による命令については、伊丹市行政手続条例（平成8年伊丹市条例第15号）第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第28条 第9条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第29条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により徴収し、または徴収すべきであった廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるものを除き、この条例の施行の日前に旧条例の規定に基づいて行われた手続等は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定に基づいて行われた手続等とみなす。

付 則（平成6年3月28日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであったごみ処理手数料及び許可申請手数料については、なお従前の例による。

付 則（平成10年3月27日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった死獣処理手数料、し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処分手数料については、なお従前の例による。

付 則（平成11年3月25日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであったごみ処理手数料については、なお従前の例による。

付 則（平成12年3月27日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年12月21日条例第55号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成15年10月1日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第1項の改正規定中「第4項または第5項」を「第6項または第7項」に改める部分は、平成15年12月1日から施行する。

付 則（平成16年3月26日条例第12号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月26日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第15条第1項第2号の規定は、平成19年4月1日以後に行われたし尿の処理に係るし尿処理手数料について適用し、同日前に行われたし尿の処理に係るし尿処理手数料については、なお従前の例による。

付 則（平成21年3月27日条例第9号）

この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、第13条第2項第3号エの改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月30日条例第11号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月28日条例第18号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

付 則（平成30年12月25日条例第65号）

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

2. 伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則

昭和47年4月1日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成4年伊丹市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資源物の収集または運搬の禁止)

第2条 条例第9条の2第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市と資源物の収集および運搬に係る協定を締結しているもの
- (2) 再生資源集団回収登録団体と資源物の収集および運搬に係る業務委託契約を締結しているもの

2 条例第9条の2第1項の規則で定める資源物は、次に掲げる資源物とする。

- (1) 古紙類（新聞、雑誌・雑多な紙、ダンボールおよび紙パックをいう。）
- (2) 古着類
- (3) 空き缶

3 条例第9条の2第2項の規定による命令は、禁止命令書（様式第1号）の交付により行うものとする。

(廃棄物の処理の申込み手続等)

第3条 条例第10条第1項の規定により市の廃棄物処理を申し出ようとする者は、それぞれ次に掲げる区分に従い、申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 継続して廃棄物の処理を受けようとするとき。 廃棄物処理申込書（様式第2号）
またはごみステーションに関する届出書（様式第2号の2）
- (2) 条例第18条第1号に規定する臨時の収集を要するごみの処理を受けようとするとき。 臨時ごみ等処理申込書（様式第3号）
- (3) 条例第18条第2号に規定する粗大ごみの処理を受けようとするとき。 粗大ごみ処理申込書（様式第3号の2）
- (4) 動物の死体等の処理を受けようとするとき。 動物の死体等処理申込書（様式第4号）

(5) 臨時にし尿の処理を受けようとするとき。 臨時し尿処理申込書(様式第5号)

2 前項第1号の申込書を提出した者で、次の各号のいずれかに該当する場合は、ごみステーションに関する届出書または廃棄物処理変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、第1号に該当する場合で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民異動届を提出した後当該変更届を提出しないときには、住民異動届を当該変更届とみなす。

(1) 当該申込書の記載事項に変更があつた場合

(2) 公共下水道または浄化槽による水洗便所使用のため、し尿処理の必要がなくなつた場合

(多量排出事業者となる廃棄物の排出の規模)

第4条 条例第11条の規則で定める規模は、1の事業所につき1月当たりの平均的な排出量が5トンであることとする。

(廃棄物減量計画の提出)

第5条 条例第11条前段の規定による廃棄物減量計画の提出は、毎年度(毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。)分について、事業所ごとに、廃棄物減量計画書(様式第6号の2)により、当該年度の5月31日までに行わなければならない。

2 条例第11条後段の規定による廃棄物減量計画の提出は、変更の事由が生じた後速やかに廃棄物減量計画書により行わなければならない。

(廃棄物管理責任者)

第6条 条例第12条の廃棄物の減量に関する業務で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 廃棄物減量計画の作成および実施に関すること。

(2) 事業所内における廃棄物の適正な分別および排出に関すること。

2 条例第12条に規定する廃棄物管理責任者は、事業所内の廃棄物の管理について権限を有する者でなければならない。

3 条例第12条の規定による廃棄物管理責任者の届出は、廃棄物管理責任者選任(変更)届(様式第6号の3)により、選任後速やかに行わなければならない。

(規則で定める粗大ごみの数量等および手数料の額)

第7条 条例第18条第1号の規則で定める数量は、6個とする。

2 条例第18条第2号の規則で定める大きさは、一の粗大ごみについて、各辺の長さが、それぞれ30センチメートルとする。ただし、縦80センチメートル以下、横65センチメートル以下の袋に封入したものおよび長さが100センチメートル以内の棒状のもので日常生活に必要な物品として市長が指定する種類のものを除く。

3 条例第18条第2号の規則で定める額は、粗大ごみの種類ごとに別表に定めるとおりとする。

(廃棄物処理手数料の徴収)

第8条 廃棄物処理手数料の徴収は、次に定めるところにより行う。

(1) 第3条第1項第1号の規定による申込書を提出した者に係るし尿処理手数料は、4ヵ月分を一度に徴収するものとし、その納期限は、次のとおりとする。ただし、納期限が日曜日、土曜日または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日を納期限とする。

人数割制

第1期(4月分, 5月分, 6月分, 7月分) 7月31日

第2期(8月分, 9月分, 10月分, 11月分) 11月30日

第3期(12月分, 1月分, 2月分, 3月分) 3月31日

従量制

第1期(3月分, 4月分, 5月分, 6月分) 7月31日

第2期(7月分, 8月分, 9月分, 10月分) 11月30日

第3期(11月分, 12月分, 1月分, 2月分) 3月31日

(2) 第3条第1項第2号から第5号までの規定による申込書を提出した者に係るごみ処理手数料、死獣処理手数料およびし尿処理手数料は、その都度徴収するものとする。

2 廃棄物処理手数料の徴収は納入通知書により行う。ただし、集金によることを妨げない。

(納入通知書等)

第9条 前条の規定により廃棄物処理手数料を徴収しようとする場合は、次の各号の区分に

従い、当該各号に掲げる様式による納入通知書または領収書を発行する。

(1) し尿処理手数料の納入通知書による場合 し尿処理手数料納入通知書兼領収証書
(様式第7号または様式第8号)

(2) 前条第1項第2号の規定により徴収するごみ処理手数料および死獣処理手数料の
集金による場合 臨時ごみ、粗大ごみ、死獣処理手数料領収書(様式第9号)
(廃棄物処理手数料の減免)

第10条 廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減額(免除)の
申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、減免を許可したときは、廃棄物処理手数料減額(免除)通知書(様式第11号)
を前項の者に交付する。

(廃棄物処理業等の許可申請)

第11条 廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、廃棄物処理業許可申請書(様式第12号)
に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 法人にあつては会社定款の写および登記事項証明書
- (2) 廃棄物の貯留槽、埋立場、焼却場、積換場および車庫の所在地ならびにそれぞれの
構造仕様書および付近の見取図
- (3) 廃棄物処理業許可・変更許可申請調書(様式第13号)
- (4) 作業計画書
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第14号)に
次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 法人にあつては会社定款の写および登記事項証明書
- (2) 環境大臣の認定する講習会の課程を終了したことを証する書類の写
- (3) 汚泥の貯留槽、処理場、車庫等の所在地ならびにそれぞれの構造仕様書および付近
の見取図
- (4) 浄化槽清掃業許可申請調書(様式第15号)
- (5) 作業計画書

(6) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

- 3 第1項および前項の申請書の記載事項に変更があつたときは、直ちにその事項について理由を付して市長に届け出るとともに、市長の承認を得なければならない。

(廃棄物処理業の変更許可申請)

第12条 廃棄物処理業の許可を受けた者が事業範囲の変更許可を受けようとするときは、廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(様式第16号)に、前条第1項第1号から第5号までに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(許可証の交付等)

第13条 市長は、廃棄物処理業もしくは浄化槽清掃業の許可または廃棄物処理業の事業範囲の変更許可をしたときは、当該許可に係る申請をした者に許可証(様式第17号)を交付する。

- 2 前項の許可証の交付を受けた者が、許可証を亡失またはき損したときは、許可証再交付申請書(様式第18号)を市長に提出するとともに、き損の場合については、当該許可証を添えて許可証の再交付を受けなければならない。

(業務の開始届)

第14条 廃棄物処理業の許可を受けた者もしくは廃棄物処理業の事業範囲の変更許可を受けた者(以下「廃棄物処理業者」という。)または浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)が、当該業務を開始しようとするときは、廃棄物処理業務、浄化槽清掃業務開始届(様式第19号)を市長に提出しなければならない。

- 2 廃棄物処理業者または浄化槽清掃業者が、速やかに業務を開始できないときは、理由を付してその旨を市長に届け出るように努めなければならない。

(休業および廃業届)

第15条 廃棄物処理業者または浄化槽清掃業者が、休業または廃業しようとするときは、その1月前までに廃棄物処理業、浄化槽清掃業廃(休)業届(様式第20号)に許可証を添えて、市長に届け出なければならない。

(許可証の返還)

第16条 廃棄物処理業者または浄化槽清掃業者で第1号から第3号までの規定に該当する

にいたつたものは、その日から7日以内に、第4号に該当するにいたつたものまたはその相続人もしくは清算人は、直ちにそれぞれその旨を市長に届け出るとともに当該許可証を返還しなければならない。

- (1) 廃棄物処理業許可証の有効期間が満了したとき。
- (2) 営業の許可を取り消されたとき。
- (3) 業務の停止を命じられたとき。
- (4) 廃業、休業または死亡したとき。

(報告の徴収)

第17条 条例第25条の規定による報告は、廃棄物処理業務実績報告書(様式第21号)または浄化槽清掃業務実績報告書(様式第22号)によつて、速やかに行わなければならない。

(細則)

第18条 この規則に定めるもののほか、廃棄物の処理および清掃に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の伊丹市清掃条例施行規則により行なつた汚物処理申込み手続は、第2条の規定により行なつたものとみなす。

付 則(昭和48年3月9日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年3月29日規則第14号)

- 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の規定により徴収し、または徴収すべきであつた手数料については、なお従前の例による。

付 則(昭和52年2月28日規則第5号)

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和51年度第3期分のし尿処理手数料従量制料金については、12月分、1月分、2月分を徴収するものとし、昭和52年3

月分は昭和52年度第1期分に繰入れる。

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の規定により徴収し、または徴収すべきであつた手数料については、なお従前の例による。

付 則（昭和53年4月1日規則第28号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年3月29日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則様式第11号および様式第11号の2の規定による用紙は、昭和61年3月31日までの間、なお使用することができる。

付 則（平成4年10月31日規則第43号）

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

付 則（平成6年3月29日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の規定により徴収し、又は徴収すべきであつた手数料については、なお従前の例による。

付 則（平成12年3月27日規則第10号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年12月22日規則第77号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成15年10月1日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、改正前の規則第8条の規定により交付されている許可証については、改正後の規則第8条に規定する許可証とみなす。

付 則（平成17年3月25日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月29日規則第24号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日規則第16号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。ただし、様式第8号の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成21年度におけるこの規則による改正後の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則第4条第1項の規定による廃棄物減量計画の提出は、同項の規定にかかわらず、平成21年6月1日から平成22年3月31日までの分について、平成21年6月30日までに
行うものとする。

付 則（平成24年3月30日規則第21号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成27年12月24日規則第64号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項の改正規定及び様式第13号の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年12月28日規則第67号）

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

別表(第7条第3号)

粗大ごみ処理手数料

(単位：円)

種類		単位	手数料
一般電化製品	アンテナ（室外用）	1 基	300
	温水洗浄機付便座	1 台	300
	空気清浄機，空気循環機	1 台	600
	照明器具	1 台	300
	除湿器	1 台	600
	ズボンプレスナー	1 台	300
	掃除機	1 台	300
	ミシン（卓上型）	1 台	300
	ミシン（卓上型以外のもの）	1 台	900
映像・音響機器	オーディオアンプその他楽器用アンプ	1 台	300
	カセットデッキ	1 台	300
	カラオケ演奏装置	1 台	1,800
	ステレオセット，ミニコンポ（最大の辺が1 m未満のものであつて，スピーカー付のものを含む。）	1 台	600
	ステレオセット，ミニコンポ（最大の辺が1 m以上のものであつて，スピーカー付のものを含む。）	1 台	1,200
	スピーカー	1 台	300
	テレビチューナー（アンテナを除く。）	1 台	300
	ビデオデッキその他の録画再生機器	1 台	300
	CDプレーヤー，DVDプレーヤーその他これらに類するもの	1 台	300
	モニター（テレビジョン受信機およびパソコン用モニターを除く。）	1 台	300

OA機器	コピー機（業務用を除き、卓上型のものに限る。）	1 台	600
	パソコン用プリンター（複合機能一体型を含む。）	1 台	300
	ファクシミリ（電話機一体型を含む。）	1 台	300
冷暖房器具	ウィンドーファン	1 台	600
	こたつ（こたつの天板を除き、最大の辺が1 m未満のもの）	1 台	300
	こたつ（こたつの天板を除き、最大の辺が1 m以上のもの）	1 台	600
	こたつの天板	1 枚	300
	ストーブ，冷温風機，扇風機その他冷暖房器具	1 台	300
	ホットカーペット	1 枚	300
台所用品	ガスコンロ（1 口），魚焼き機，バーベキューコンロ，ホットプレート，グリル鍋その他の加熱調理機	1 台	300
	ガスコンロ（2 口以上）	1 台	600
	換気扇	1 台	300
	瞬間湯沸器	1 台	300
	食器洗い乾燥機	1 台	600
	食器乾燥機	1 台	300
	炊飯器	1 台	300
	電気ポット，湯沸器，給水器	1 台	300
	電子レンジ，オーブンレンジ	1 台	600
	電磁調理器（1 口）	1 台	300
	電磁調理器（2 口以上）	1 台	600
	ミキサー	1 台	300
	餅つき機，パン焼き器	1 台	300
	米びつ	1 台	300
家具類	椅子，座椅子	1 脚	300
	カーペット，じゅうたん（4.5畳未満）	1 枚	300

家具類	カーペット, じゅうたん (4.5畳以上)	1 枚	600
	傘立て	1 台	300
	姿見	1 台	300
	鏡台	1 台	600
	ソファー (1 人掛)	1 脚	600
	ソファー (2 人掛)	1 脚	900
	ソファー (3 人掛以上)	1 脚	1,200
	食卓, テーブル (最大の辺または径が 1 m未満のもの)	1 台	300
	食卓, テーブル (最大の辺または径が 1 m以上のもの)	1 台	600
	学習机 (木製)	1 台	600
	学習机 (金属製)	1 台	1,200
	パイプハンガー (最大の辺が 1 m未満のもの)	1 基	300
	パイプハンガー (最大の辺が 1 m以上 2 m未満のもの)	1 基	600
	パイプハンガー (最大の辺が 2 m以上のもの)	1 基	900
	ソファーベッド	1 台	1,200
	ベッド (マットレスを除き, 電動モーターのないものに限る。)	1 台	900
	たんす, 食器棚, 書棚, テレビ台その他の収納家具 (最大の幅および高さの合計が 1 m未満のもの)	1 台	300
	たんす, 食器棚, 書棚, テレビ台その他の収納家具 (最大の幅および高さの合計が 1 m以上 2 m未満のもの)	1 台	600
	たんす, 食器棚, 書棚, テレビ台その他の収納家具 (最大の幅および高さの合計が 2 m以上 3 m未満のもの)	1 台	900
	たんす, 食器棚, 書棚, テレビ台その他の収納家具 (最大の幅および高さの合計が 3 m以上のもの)	1 台	1,800
寝具類	座布団 (5 枚までを一式)	1 式	300
	布団, 折りたたみ式マットレス, こたつ布団	1 枚	300

寝具類	枕，クッション，ぬいぐるみ	1 点	300
	マットレス（スプリングのないものおよび折りたたみ式のものを除く。）	1 枚	600
	マットレス（シングルサイズまたはセミダブルサイズであつて，スプリング付のもの）	1 枚	1,200
	マットレス（ダブルサイズ以上であつて，スプリング付のもの）	1 枚	1,800
楽器類	楽器ケース	1 個	300
	キーボード	1 台	600
	ギター	1 本	300
	電子ピアノ，エレクトーン，オルガン	1 台	1,800
健康器具	ぶら下がり健康器	1 台	600
	マッサージ機（椅子型以外のもの）	1 台	600
	マッサージ機（椅子型）	1 台	1,800
	ランニングマシン，サイクリングマシン（自走式）	1 台	600
	ランニングマシン，サイクリングマシン（電動式）	1 台	1,800
	その他の健康器具（最大の幅および高さの合計が 1 m 未満のもので，電動式のものを除く。）	1 台	300
	その他の健康器具（最大の幅および高さの合計が 1 m 以上のもので，電動式のものを除く。）	1 台	600
	その他の健康器具（最大の幅および高さの合計が 1 m 未満で電動式のもの）	1 台	600
	その他の健康器具（最大の幅および高さの合計が 1 m 以上で電動式のもの）	1 台	1,800
スポーツ，レジャー用品	クーラーボックス	1 台	300
	剣道の防具	1 式	300
	ゴムボート	1 艇	300

スポーツ、レジャー用品	ゴルフバッグ	1 個	300
	ゴルフクラブ（14本までを一式）	1 式	300
	サーフボード	1 枚	1,200
	スキー板（2枚で一式）	1 式	300
	スキー用ストック（2本で一式）	1 式	300
	スケートボード	1 枚	300
	スノーボード	1 枚	300
	つり竿, つり用の網（1 mのひもでまとめたものを1束とする。）	1 束	300
	テント	1 張	300
	ビーチパラソル, ガーデンパラソル	1 本	300
	レジャーテーブル	1 台	300
乗物	一輪車	1 台	300
	ベビーカー, バギー	1 台	300
	車いす（手動式）	1 台	600
	三輪車その他乗用玩具	1 台	300
	自転車（電動式自転車にあつては, 充電式電池を取り外したものに限る。）	1 台	600
乳幼児用品	滑り台	1 台	600
	チャイルドシート	1 台	300
	ブランコ	1 台	600
	ベビーバス	1 台	300
	ベビーベッド	1 台	600
	歩行器, ゆりかご, ハイローチェア	1 台	300
その他	アイロン台	1 台	300
	アコーディオンカーテン	1 枚	300
	編み機	1 台	300

その他	衣裳ケース	1 個	300
	カーテンレール（1 mのひもでまとめたものを1 束とする。）	1 束	300
	脚立	1 台	300
	木切れ（長さが2 m未満であつて，1 mのひもでまとめたものを1 束とする。）	1 束	300
	くわ，熊手，スコップ等の作業用具	1 基	300
	コンポスト容器，生ごみ処理機（自然発酵式）	1 台	300
	コンポスト容器，生ごみ処理機（電動式）	1 台	600
	芝刈機（手動式）	1 台	300
	芝刈機（電動式）	1 台	600
	シルバーカー	1 台	300
	水槽（最大の辺が60 c m未満のもの）	1 台	300
	水槽（最大の辺が60 c m以上のもの）	1 台	600
	スーツケース	1 個	300
	台車	1 台	300
	灯油タンク，ポリタンク，飲料用タンク	1 台	300
	トタン，波板等（最大の辺が2 m未満であつて，1 mのひもでまとめたものを1 束とする。）	1 束	300
	ブラインド，よしず，たてず	1 枚	300
	ペット小屋	1 台	600
	物置（解体した状態にあるものであつて，最大の辺が2 m未満のもの）	1 台	1,200
	物置（解体した状態にあるものであつて，最大の辺が2 m以上のもの）	1 台	1,800
	物干し台（コンクリート製の台座が付いてるものを除く。）	1 台	300
	物干し竿（3 本までを1 束とする。）	1 束	300

	その他の棒状のもの（長さが2 m未満であつて、1 mのひもでまとめたものを1束とする。）	1 束	300
--	--	-----	-----

備考 この表に掲げる種類以外の粗大ごみの手数料の額は、当該粗大ごみの最大の辺または径が1 m未満のものにあつては1点につき300円、最大の辺または径が1 m以上2 m未満のものにあつては1点につき600円、最大の辺または径が2 m以上のものにあつては1点につき1,200円とする。

様式第 1 号

年 月 日

禁 止 命 令 書

住所

氏名

様

伊丹市長

印

あなたは、次のとおり伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第 9 条の 2 第 1 項の規定に違反したので、同項に定める行為を行わないよう、同条第 2 項の規定により命令します。

なお、この命令に違反した場合には、同条例第 28 条の規定により、20 万円以下の罰金に処されることになっています。

命令の原因となる事実

1 行為の日時	
2 行為の場所	伊丹市
3 行為の内容	
4 車両番号等	

様式第2号

廃棄物処理申込書

申込番号()

伊丹市長 様

住 所		伊丹市		申込年月日		年	月	日					
フリガナ				連絡先 TEL		入居年月日	年	月 日					
氏 名		印		—		(付近見取図を書いて下さい)							
		下記のとおり廃棄物処理を申込みます。		N ↑ +									
		人数	人						前居住者				
		申 請 理 由	1 市外転入 2 市内水洗家屋より転居 3 市内汲取家屋より転居 4 その他										
			前住所 伊丹市										
			種別						1 人頭制 2 従量制				
		料金	期 月から 期 月まで						_____円	領収済			
		備考							納 付 番 号				
課 長													

様式第2号の2

ごみステーションに関する届出書

伊 丹 市 長 様

下記のとおり、ごみステーションについて届出します。

年 月 日

新設	変更 追加	廃止	種類	可燃	びん・ペット	不燃・容リプラ	古紙類・古着類・空き缶
			収集曜日	・		水	
申請者	住所						
	氏名 印 TEL						
管理者	住所						
	氏名 印 TEL						
開始予定日			年 月 日 曜日				
設置場所			伊丹市 (地図添付)				
世 帯 数			世帯			受付者	
自治会長			自治会 印				
備 考					完了検査		

* 開発の場合、完了検査印が必要です。

様式第3号

受付 (課・環境クリーンセンター)
臨時ごみ等処理申込書

伊丹市長 様

領収書番号() 年 月 日

No. _____

申 込 者	住所	伊丹市				()ページ ()—()
	氏名	TEL 印				付近見取図を書いて下さい。 N 4 ↑
種 類	家具，寝具，電化製品，その他 ＜品名＞					
量	トラック(2t) 台 kg					
料 金	無料・減免・有料 円					
備考						月 日申込者確認 印
課 長						

No. _____

粗大ごみ処理申込書

伊丹市長 様

領収書番号() 年 月 日

申 込 者	(住所) 伊丹市				() ページ () — ()		
	(氏名) 様 T E L —				備考		
品 名	品 目		個 数	金 額			
	合 計						
課 長						予約日	月 日 ()

様式第4号

動物の死体等処理申込書

No. _____

伊丹市長 様

領収書番号() 年 月 日 午前
午後

申 込 者	住所	伊丹市				()ページ ()—() 付近見取図を書いて下さい。 N 4 ↑
	氏名	印 T E L —				
	種類	(野良・飼)犬, 猫, その他の死獣()				
	数量	匹 頭				
	料金	無料 ・ 有料 円				
備考						
課 長						月 日 申込者確認 印

臨時し尿処理申請書

伊丹市長 様

年 月 日

申請人	住所	伊丹市				()ページ ()—()
	氏名	印 TEL —				付近見取図を書いて下さい。 N 4 ↑
内容	内	1 仮設住宅 2 建設現場 3 一般家庭				
	容	4 その他				
備考・料金請求先						
汲取量	台 ————— $\frac{1}{\text{秒}}$ 円					
課長						月 日 申請人確認 印

伊丹市長

様

住所 伊丹市

（粗付箋）

氏名
品

變更前氏名

TEL 連絡先 —

田 賦

付 受	
--------	--

田

1 市内転居のため

2 市外転出のため

王	金	采
---	---	---

3 死亡のため

--	--

1 王のたのめ

	7
	7
	(
	T
	$\frac{1}{+}$
	L

17

0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
M
N
O
P
Q
R
S
T
U
V
W
X
Y
Z

台帳整理	
------	--

U 水処理所になったため

长如

水沓家屋に転居したため

轉居先，轉出先住所

電 算 处 理

何

三	
---	--

正 增 減

賦畀

内付月

	III
--	-----

額十

1

1

 λ

1

1

米

文

1

1

様式第6号の2

廃棄物減量計画書

年 月 日

伊丹市長 様

住 所

氏 名 印

電 話 () —
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第11条に基づき、 年度の廃棄物減量計画書を提出します。

事業用建築物	事業所の名称			
	事業所の所在地			
	事業の主な内容 製造・加工 販売・流通 医療・福祉 その他()		建物の形状 地上 階 地下 階	延べ面積 m ²
	建物の主な用途 事務所 店舗 工場 学校 病院 介護施設 その他()		就業人員 ※1 人	来客数 ※2 人
廃棄物の管理	廃棄物管理責任者	①氏 名		
		②所属・職名		
		③電 話	④FAX	
	廃棄物管理組織 ①有り ・ ②無し		廃棄物の分別規準 ①有り ・ ②無し	
	廃棄物の減量やリサイクルに関する社内研修 ①有り ・ ②無し			
環境活動	環境マネジメントシステムの取得状況 ※3	ISO14001	その他の環境マネジメントシステム	
		取得・取得予定	()取得 ・ 取得予定	

※1 学校は就業人員に生徒の数を加えた数を、病院は就業人員に平均的な入院患者の数を加えた数を、介護福祉施設は就業人員に平均的な入居者の数を加えた数を、それぞれ記入して下さい。

※2 一日の平均的な来客数を記入して下さい。

※3 未取得の場合は、記入しないで下さい。

処理区分 ごみの内訳		昨年度実績			本年度計画			収集業者名	
		ごみ発生量 (A+B) トン	内訳		ごみ発生量 (C+D) トン	内訳			
			廃棄量 (A) トン	資源化量 (B) トン		廃棄量 (C) トン	資源化量 (D) トン	廃棄物	資源
紙類	段ボール								
	新聞・雑誌								
	0. A用紙								
	機密文書								
	その他の紙類								
可燃物	食品循環資源 ※4								
	その他可燃物								
空きびん※5									
空き缶※5									
その他									
合 計									

※4 食品リサイクル法の規定により食品循環資源として再生利用している廃棄物を記入して下さい。

※5 他者が設置した自動販売機から発生し、他者が回収するものを除く。

減量・再生への取組み		発生抑制	再生利用
	昨年度実績		
	本年度計画		
	課題		

廃棄物管理責任者選任(変更)届

年 月 日

伊丹市長 様

住 所
氏 名 印
(法人にあつては, 名称および代表者の氏名)
電 話() ー

廃棄物管理責任者を選任(変更)したので,伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第12条の規定に基づき,次のとおり届け出ます。

事業所の名称			
事業所の所在地			
新	廃棄物管理 責任者	氏 名	
		役 職 名	
		電 話	() ー (内線)
	選任年月日	年 月 日	
旧	廃棄物管理 責任者	氏 名	
		役 職 名	
		電 話	() ー (内線)
	変更年月日	年 月 日	

し尿処理手数料
納入通知書

年度	一般会計	し尿処理手数料
住所		
氏名	様	
通知書番号		
年度・期別	年度	第 期
し尿処理手数料	円	
督促手数料	円	
延滞金	円	
計	円	
納 期 限 年 月 日		
上記の金額を収納しましたので、通知します。	領 収 日 付 印	
伊丹市会計管理者 様		
伊丹市公金収納 金 融 機 関		

(伊丹市保存用)

し尿処理手数料
収入通知書

年度	一般会計	し尿処理手数料
住所		
氏名	様	
通知書番号		
年度・期別	年度	第 期
し尿処理手数料	円	
督促手数料	円	
延滞金	円	
計	円	
納 期 限 年 月 日		
上記のとおり収入してください。	領 収 日 付 印	
伊丹市公金収納 金 融 機 関 様		
伊丹市会計管理者		

(金融機関保存用)

し尿処理手数料
納入通知書兼領収証書

年度	一般会計	し尿処理手数料
住所		
氏名	様	
通知書番号		
年度・期別	年度	第 期
し尿処理手数料	円	
督促手数料	円	
延滞金	円	
計	円	
納 期 限 年 月 日		
上記の金額を納期限までに納めてください。	領 収 日 付 印	
伊丹市長		
上記の金額を領収しました。		
伊丹市公金収納金融機関		

(納付者保存用)

◎この領収証書は5年間保存してください。

伊丹市し尿処理手数料収納済通知書				伊丹市し尿処理手数料収入通知書				伊丹市し尿処理手数料納入通知書兼領収証書							
種別 納期 納付番号 金額 し尿処理手数料				納期 金額 し尿処理手数料				種別 納期 納付番号 金額 し尿処理手数料				処理人員・処理量			
上記の金額を収納しました。 伊丹市会計管理者様 指定金融機関印 とりまとめ金融機関印				上記の金額を収入してください。 伊丹市会計管理者				上記の金額を納期限までに納めてください。 伊丹市長 印							
領収日付印				領収日付印				領収日付印							
督促手数料 延滞金 合計				督促手数料 延滞金 合計				督促手数料 延滞金 合計							
(伊丹市保存用)				(金融機関保存用)				(納付者保存用)							

様式第9号

年度 <u>臨時ごみ・粗大ごみ・死獣処理手数料原符</u> 下記金額領収しました。 年 月 日				
出 納 員 No. 分任出納員 氏名 _____ 種 別 臨時ごみ 粗大ごみ 死 獣				
カード番号	住 所	氏 名	収集実施日	手数料金額
		様	年 月 日	円

年度 <u>臨時ごみ・粗大ごみ・死獣処理手数料領収書</u> 下記金額収入しました。 年 月 日				
出 納 員 印 No. 分任出納員 氏名 _____ 種 別 臨時ごみ 粗大ごみ 死 獣				
カード番号	住 所	氏 名	収集実施日	手数料金額
		様	年 月 日	円

◎出納印なきもの、金額を訂正したもの、日付のないものは無効です。

廃棄物処理手数料減額(免除)申請書

年 月 日

伊丹市長 様

住 所
氏 名 印
電 話

伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、廃棄物処理手数料の減額（免除）について、下記のとおり申請いたします。

記

1 理 由

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けているため
- (2) 天災を受けたため
- (3) そ の 他()

2 添付書類

手数料の 種 類	種 別	申請時の 手数料額	減免後の 手数料額	減免の期間	備 考
				～	

廃棄物処理手数料減額(免除)通知書

住 所

氏 名

電 話

年 月 日付廃棄物処理手数料減額（免除）申請について，伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則第10条第2項の規定により，次のとおり通知します。

年 月 日

伊丹市長 印

記

手数料の 種 類	種 別	申請時の 手数料額	減免後の 手数料額	減免の期間	備 考
				～	

様式第12号

廃棄物処理業許可申請書

年 月 日

伊丹市長 様

申請者住所

氏 名

印

(法人にあつてはその名称および代表者の氏名)

生年月日 年 月 日生

電 話

私(当社)は、廃棄物処理業を営業いたしたく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第2項、第6項または第7項および伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第24条第1項の規定により下記のとおり申請いたします。

記

- 1 営業所の所在地
- 2 取り扱う廃棄物の種別
- 3 収集、運搬、処分の別
(ただし 市から生ずる廃棄物)
- 4 添 付 書 類
 - (1) 法人にあつては会社定款の写および登記事項証明書
 - (2) 廃棄物の貯留槽、埋立場、焼却場、積換場および車庫の所在地ならびにそれぞれの構造仕様書および付近の見取図
 - (3) 廃棄物処理業許可・変更許可申請調書(様式第13号)
 - (4) 作業計画書
 - (5) その他市長が必要と認める書類

様式第13号

廃棄物処理業許可・変更許可申請調書

1 収集運搬車について

登 録 番 号	車 種	積 載 量	登 録 年 月 日	年 式

2 法人役員の名簿

職 名	氏 名	住 所	生 年 月 日	勤 続 年 数

3 従業員の名簿

職 名	氏 名	住 所	年 齢	勤 続 年 数

様式第14号

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

伊丹市長 様

申請者住所

氏 名

印

(法人にあつてはその名称および代表者の氏名)

生年月日 年 月 日生

電 話

私(当社)は、浄化槽清掃業を営業いたしたく、浄化槽法第35条第1項ならびに伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第24条第1項の規定により下記のとおり申請いたします。

記

1 営業所の所在地

2 添 付 書 類

(1) 法人にあつては会社定款の写および登記事項証明書

(2) 維持管理士の資格の写

(3) 汚泥の貯留槽、処理場、車庫等の所在地ならびにそれぞれの構造仕様書および付近の見取図

(4) 浄化槽清掃業許可申請調書(様式第15号)

(5) 作業計画書

(6) その他市長が必要と認める書類

様式第15号

浄化槽清掃業許可申請調書

1 収集運搬車について

登 録 番 号	車 種	積 載 量	登 録 年 月 日	年 式

2 法人役員の名簿

役職名	氏名	住所	生年月日	勤続年数	管理士資格	
					有無	取得年月日

3 従業員の名簿

職名	氏名	住所	年齢	勤続年数	管理士資格	
					有無	取得年月日

4 業務経歴 営業開始 年 月 日

様式第16号

廃棄物処理業
事業範囲変更許可申請書

年 月 日

伊丹市長 様

申請者住所

氏 名 印

(法人にあつてはその名称および代表者の氏名)

生年月日 年 月 日生

電 話

廃棄物の処理および清掃に関する法律第7条の2第1項ならびに伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第24条第1項の規定により、一般廃棄物(収集運搬業・処分業)の事業範囲の変更許可について、下記のとおり申請します。

記

許可年月日及び番号	年 月 日伊丹市指令()第 号
変 更 事 項	変 更 内 容
変 更 理 由	
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	
収集運搬または処分の用に供する施設の概要	
積替えまたは処分の用に供する保管施設の概要	
事 務 所 の 所 在 地	
事 業 場 の 所 在 地	
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日

添付書類

- (1) 法人にあつては会社定款の写および登記事項証明書
- (2) 廃棄物の貯留槽、埋立場、焼却場、積換場および車庫の所在地ならびにそれぞれの構造仕様書および付近の見取図
- (3) 廃棄物処理業許可・変更許可申請調書(様式第13号)
- (4) 作業計画書
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

様式第17号

伊丹市許可指令第 号

許 可 証

申請者住所

氏 名

(法人にあつてはその名称および代表者の氏名)

生年月日 年 月 日生

年 月 日付の申請について、伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則第13条第1項の規定により、次のとおり許可します。

1 許 可 の 種 類

2 取扱廃棄物の種類

3 許 可 期 間

4 許可をする区域

5 そ の 他 の 条 件

年 月 日

伊丹市長

印

許可証再交付申請書

年 月 日

伊丹市長 様

申請者住所
氏 名 印
(法人にあつてはその名称および代表者の氏名)
生年月日 年 月 日生
電 話

私(当社)は、許可証を^{亡失}き損しましたので、伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例
施行規則第13条第2項の規定により再交付を下記のとおり申請いたします。

記

営 業 所 の 所 在 地			
業 者 の 名 称		営 業 の 種 別	
廃 棄 物 の 種 別		許 可 証 番 号	
収 集 , 運 搬 , 処 分 の 別 (市 から 生 ず る 廃 棄 物)			
再 交 付 申 請 の 理 由			

[注] ① 収集, 運搬, 処分の欄は, 廃棄物処理業許可証の再交付を求める場合のみ記入すること。
② 許可証をき損したときは, 当該許可証を添付すること。

様式第19号

廃棄物処理業務開始届
浄化槽清掃

年 月 日

伊丹市長 様

申請者住所

氏 名

印

(法人にあつてはその名称および代表者の氏名)

生年月日 年 月 日生

電 話

私(当社)は、廃棄物処理業 浄化槽清掃業 について 年 月 日より営業を開始いた
したく、伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則第14条第1項の規定に基づき
届け出ます。

記

許 可 年 月 日		許 可 証 番 号	
許 可 期 間	自 至 年 月 日 年 月 日	廃棄物の種別	
営 業 所 の 所 在 地			
収集、運搬、処分の別 (市から生ずる廃棄物)			
営 業 区 域			

〔注〕 許可期間および収集、運搬、処分の欄は、廃棄物処理業者の場合のみ記入すること。

様式第20号

廃棄物処理業
浄化槽清掃業 廃（休）業届

年 月 日

伊丹市長 様

申請者住所

氏 名

印

(法人にあつてはその名称および代表者の氏名)

生年月日 年 月 日生

電 話

このたび、廃棄物処理業
浄化槽清掃業 について下記理由により廃（休）業いたしたく、伊丹市廃
棄物の処理および清掃に関する条例施行規則第15条の規定に基づき届け出ます。

記

許 可 年 月 日		許 可 証 番 号	
廃 棄 物 の 種 類			
収 集 , 運 搬 , 処 分 の 別 (市 から 生 ず る 廃 棄 物)			
廃 (休) 止 区 域		廃 業 年 月 日 (休 業 期 間)	
廃 (休) 業 の 理 由			

〔注〕 収集、運搬、処分の欄は、廃棄物処理業者の場合のみ記入すること。

廃 棄 物 処 理 業 務 実 績 報 告 書

年 月 日

伊丹市長 様

申請者住所
氏 名 印
(法人にあつてはその名称および代表者の氏名)
生年月日 年 月 日生
電 話

年 月の業務実績を、伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第25条の規定により、次のとおり報告します。

取扱廃棄物の種別					実働延人員					
契約事業所数					稼動延車両					
収集・運搬車両 の保有台数	種 別	積 載 量		台 数		仕 様		備 考		
処理量の 内 訳 区 分	収集運搬量	処 分 量								
		豊中市伊丹市 クリーンランド			自 己 施 設			そ の 他 の 施 設 ()		
		焼 却	埋 立	そ の 他	焼 却	埋 立	そ の 他	焼 却	埋 立	そ の 他
可 燃 物	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
不 燃 物										
資 源 物										

浄化槽清掃業務実績報告書

年 月 日

伊丹市長 様

申請者住所
氏 名 印
(法人にあつてはその名称および代表者の氏名)
生年月日 年 月 日生
電 話

年 月の業務実績を、伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第25条の規定により、次のとおり報告します。

所在地の大字名	清 掃 し た し 尿 浄 化 槽 の 数		運 搬 汚 泥 量		保 守 点 検 し た し 尿 浄 化 槽 の 数		汚でいの処分先
	500人以下	501人以上	500人以下	501人以上	500人以下	501人以上	
			kl	kl			
合 計							

3. 伊丹市草刈機貸出し要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市環境クリーンセンター（以下「センター」という。）の業務用の草刈機を市民等に貸し出すことにより、市民等が自主的に空き地の雑草を除去することを促進し、もって清潔な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 草刈機の貸出しを受けることができる者は、空き地（伊丹市環境保全条例第2条第17号（昭和46年伊丹市条例第5号）に掲げる空き地をいう。）の所有者、占有者又は管理者で、当該空き地の雑草・枯草の除去を行う者とする。

2 市長は、前項に規定する者のほか、市内の空き地等の雑草・枯草の除去（公益性を有すると市長が認めるものに限る。）を行う者に対しても、草刈機を貸し出すことができる。

(貸出期間)

第3条 草刈機の貸出期間は、貸出日から起算して7日を超えない期間とする。

(借用申請書の提出)

第4条 草刈機の借出しを受けようとする者は、草刈機借用申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(貸出し)

第5条 市長は、草刈機借用申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により草刈機を貸し出す場合においてセンターの業務上の都合により、申請書に記載された貸出し希望期間の一部について草刈機を貸し出すことができないときは、当該貸出し希望期間を短縮して貸し出すことができる。

(貸出料)

第6条 草刈機の貸出料は、無料とする。

(費用負担)

第7条 草刈機の使用に伴う燃料の負担は、草刈機の貸出しを受けた者（以下「借用者」という。）の負担とする。

(借用者の責務)

第8条 借用者は、草刈機を慎重かつ丁寧に取り扱いなければならない。

2 借用者は、草刈機の借用中において、借用者の責により草刈機の破損等が生じたときは、速やかにこれを原状回復し、又は市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

3 借用者は、草刈機を第三者に転貸し、その他本要綱の趣旨に反した使用をしてはならない。

4 草刈機を使用中に事故が発生した場合には、借用者において一切の責任を負うとともに、速やかにセンターに連絡するものとする。

(返還)

第9条 借用者は、借り受けた草刈機を第3条の貸出期間内に返還しなければならない。

2 借用者は、やむを得ない理由で貸出期間内に草刈機を返すことができないときは、当該期間内にその旨をセンターに連絡しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(別記様式)

年 月 日

受付番号

伊丹市長 様

草刈機借用申請書

私はこのたび下記の空き地の除草を行いますので、草刈機の貸出しを下記のとおり申請します。

記

1. 対象土地の所在

2. 貸出し希望台数及び期間

台 数	貸 出 期 間		備 考
台	貸出日	月 日	
	返却日	月 日	

草刈機の使用にあたっては、

1. 使用前には、必ず安全点検を行います。
2. 周囲に対しての十分な安全確保を図ります。
3. 万一の事故等に関しては、当方の責任において対処します。

以上の事を誓約の上、貸出しを申請します。

住 所

氏 名

⑩

電 話

受 付	貸 付	返却確認

